

令和5年第4回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	令和5年12月5日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和5年12月11日	9時30分	議長	重松一徳	
	散会	令和5年12月11日	14時00分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	工 藤 絵美子	出	8番	大久保 由美子	出
	2番	水 田 志 保	出	9番	末 次 明	出
	3番	中牟田 文 明	出	10番	栗 野 久 明	出
	4番	佐々木 教 雄	出	11番	大 山 勝 代	出
	5番	中 村 絵 理	出	12番	松 石 信 男	出
	6番	天 本 勉	出	13番	重 松 一 徳	出
	7番	松 石 健 児	出			
会議録署名議員	11番	大 山 勝 代		12番	松 石 信 男	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 井 上 克 哉		(係長) 天 野 拓 也		(書記) 濱 口 結 花	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	松 田 一 也	産業振興課長	大 石 顕		
	副 町 長	酒 井 英 良	まちづくり課長	井 上 信 治		
	教 育 長	柴 田 昌 範	定住促進課長	山 田 恵		
	総 務 課 長	平 野 裕 志	建 設 課 長	今 泉 雅 己		
	企画政策課長	亀 山 博 史	会 計 管 理 者	寺 崎 博 文		
	財 政 課 長	吉 田 茂 喜	教 育 学 習 課 長	古 賀 浩		
	税 務 課 長	古 賀 満 宏	福 祉 課 参 事	松 田 美 紀		
	住 民 課 長	毛 利 博 司	こども課保育園長	佐 藤 定 行		
	健康増進課長	藤 田 和 彦	まちづくり課図書館長	城 本 直 子		
	福 祉 課 長	戸 井 竜 二	建 設 課 参 事	酒 井 孝 行		
こども課長	山 本 賢 子					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 議案第37号 基山町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第38号 基山町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第39号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第40号 基山町使用料・手数料見直しの基本方針に基づく使用料見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第41号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第42号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第43号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第8 議案第44号 基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第45号 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第46号 基山町中小企業小口資金融資条例の一部改正について
- 日程第11 同意第16号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 議案第47号 基山町体育施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第48号 三神地区環境事務組合規約の変更について
- 日程第14 議案第49号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第15 議案第50号 令和5年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第51号 令和5年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第52号 令和5年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第53号 基山町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第19 議案第54号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第20 委員会付託

～午前 9 時30分 開議～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
去る 9 日から休会中の本会議を開議します。

日程第 1 議案第37号

○議長（重松一徳君）

日程第 1. 議案第37号 基山町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。大久保議員。

○ 8 番（大久保由美子君）

おはようございます。昨日のふ・れ・あ・いフェスタに御参加の皆さん、お疲れさまでした。

早速入っていきます。

議案第37号は、これは企画政策課とは思いますが、最終的に私が問いたしたいのは、条例の一部改正ではなくて、あくまでも条例の制定になっておりますよね。そういうところから、細々と 3 ページ、4 ページまで資料というか、ついておりましたけど、これに目を通すと、なかなか分かりづらい。常任委員会の委員会に付託でありますけれども、どこをどう質問していいのか、本当に長くなりますので、申し訳ないんですが、結局、電子情報処理組織やったかな、何かとにかくそういう新しいDXによる改革とは思いますが、手数料の問題とか、申請におけるDXとか、最終的にこれは全課に係るものだと思うんですよね。その総務課とか受付の住民課だけじゃなくて、全課に係る問題だと思いますので、それを端的に、申し訳ないけど、ちょっと概要というか、説明いただけないですか。

○議長（重松一徳君）

亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

資料の 1 ページに少し簡単に要約したものを付けておりますので、それもなんですけど、まずは今、大久保議員がおっしゃったように、新しい仕組みとか、そういったものはまず置いておいて、この条例は、今、オンライン化と言われますけど、電子申請であったり、いわゆる自宅にしながら行政手続ができるようにする、まず第一歩の条例でございます。

何が新しいかといいますと、これは特に新しいものではなくて、今各課で条例なり、規則

なり、要綱なりで様式を定めておりまして、その様式に基づいて申請をしたり、役場のほうから決定通知書であったり、そういう許可通知書であったりを出していますけど、その様式の定めがある、各課の条例、要綱、規則、そういったものがあるとしても、この情報通信の技術の利用に関する条例を制定することで、紙でしないといけませんよとしていますルール上のものも電子化できますよというものです。これは通則条例といいますけれども、この条例を一つ定めることで、各課における申請手続を、いわゆるそれぞれの要綱、規則を改正せずともオンライン化、電子化できますよというものの大本となる条例だというふうにイメージしていただければと思います。

もちろん、言われましたように、手数料の問題とか手続の問題はありますけれども、まずはこの条例を制定することによって、各課がスムーズに電子申請等ができるようにするための条例になりますので、これでまずは——いろいろあると思います、今、様式第何号によって申請をしないといけないとかですね。そういったものが、今は紙で提出するようになっていますけれども、今後はこの条例を制定することによって、例えば、インターネットでメールで提出をしたりとか、マイナンバーを使ってマイナポータルから申請をしたりとか、そういったことが可能となるための条例というふうに御理解いただければと思います。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

前段で今、課長が説明されたように、今現在でも実際にオンラインというか、申請等々はやっていますよね。それで、あえてここにまた新たにこういう条例制定ができたから、いろいろ資料を見ましたけど、なかなかそこがスムーズに私の頭の中に入ってこないから、今実際あっているのに、じゃ、これからなおかつ何をどうしようとしているのかなというところがちょっと分かりづらかった。

ということで、全体的な、各課で統一された要綱がいろいろあるけれども、その中で、今、後半でおっしゃったように、全体的にこれができるということの前提ということの条例制定、改正でもなくて、そういうところで認識してよろしいわけですね。

ほかにまだ課題等々はありますか。

○議長（重松一徳君）

亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

課題としましては、この条例を制定しますけれども、あくまでも各課がオンラインで手続をできるかどうかというのは各課の判断になりますし、独自の様式を定める場合は、その独自の要綱等で、この様式を使ってオンライン申請をすとか、そういった各課での対応は必要になってきますので、一旦これは、大枠、電子申請ができるようにするための条例ということで、あとはそれぞれの課がどのタイミングでそれを実施するかというところに、そこはまた課題だと思います。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。末次議員。

○9番（末次 明君）

おはようございます。私は議案第37号の条例制定についてなんですけれども、私は条文とか内容についてではなくて、この条例の条文作成のときに使用する文言の使い方等なんですけど、これは第1条から第10条まで5ページにわたる内容で、一般の町民にはなかなか分かりにくいんです。

例えば、情報通信技術、電子情報処理組織、電磁的記録、電子的方式、電子計算機、電気通信回線などの用語が古い字体で、昔の文言で書いてあるんですが、今、亀山課長なんかは、例えば、オンラインとか、DXとか、マイナンバーカード、インターネットとか、そういう言葉を使われましたけど、今さら言うのも、私から言うのもおかしいんですけども、ほかの自治体も大体似たり寄ったりのこういう文字を使ってありますが、やっぱり自治体自体の条例というものはこういうものなんでしょうか、課長の見解をお聞かせください。

○議長（重松一徳君）

亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

いわゆる行政用語が多くて、なかなかやっぱり一般の町民の方に分かりにくいというのは御指摘のとおりだと思います。

こちらは、基となるものは国の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律というもので、ほぼ同じような内容のものを市町村に置き換えてつくっているものでございます。こちら、国の申請手続等はこの国の法律に基づいて行いますので、今でもそれはやっております。これは平成14年からスタートしておりますので、国の国税であったり、国に対するい

ろんな申請手続等を通則法令ということで定められているもの、それを、少しスケールダウンというよりも、町とか市とかに合わせて文言を修正したものでございますので、御指摘のことは物すごくよく理解しておりますけれども、あまりここを崩してしまうと、また趣旨が分からなくなるということもありますので、一定の行政用語というのは致し方ないかなと思いますけれども、町民の方に説明するときは、そこに脚注を入れるなり、分かりやすく文字を変換して御説明していきたいというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

亀山課長の回答も分かりはしましたけれども、私もまたこれを質問するに当たって、基山町の条例の例規集の中で、第3類の行政通則、第4章、情報管理という条文が記載されているところをチェックしたんですよね。そうすると、第4章には14件が記載されております。全て内容もチェックしましたが、これはもともと昭和の時代にできたようなものを平成の時代にまた改正等して、令和というのはほとんどありませんでしたけれども、やはり内容によっては、これは基山町独自でつくったのかなと思うような条文につきましてはそれなりにきちっと横文字が入っているんですけど、どうしてもよそから借りてきたものを使うとこういうふうな行政用語になっているような気がするんですけど、これは再度お聞きしたいんですけど、基山町独自に分かりやすく、少しずつ変えていくということはやっぱりしたほうがいいんじゃないかと思いますが、いま一度お答えください。

○議長（重松一徳君）

亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

町全体でということなので、そこはまた総務課のほうとも、文書法令の係とも調整をしていかなきゃいけないんですけど、こちらはあくまでも法令に基づく、そのまま市町に合わせて制定するものでございますので、この条例に関してはあまり町独自の用語に置き換えるというのはなじまないと思っております。

その中で、一定、どの程度横文字が皆さんに浸透しているかというところもありますので、横文字のほうの方が分かりやすい場合はそちらを使うべきだと思いますし、あまり略して横文字にすると、もともとの趣旨が分からない場合は、そこはちゃんと留意しながら条例制定等は

やっていきたいというふうに思います。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと分かりませんが、そうしますと、今まで書類というか、文書でやり取りをやっていたのがオンラインで、スマホとか、いろいろそういうことでできるようになると非常に便利になるとは思いますけれども、私、かねがね思つるとばってん、そうすると、公文書との関係はどがんとなつてですか。公文書扱い——ちょっと分からんとですよ。メールでやり取りしたら、いや、それは全部公文書になりますからというふうになるんですかね。

例えば、後で情報公開でそれを出してくれち、やり取りを出してくれとかというのは、だから、それは公文書じゃありませんから出せませんとか、そういうことにはならん、全て公文書と。

○議長（重松一徳君）

亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

全て公文書になります。ここの手続の中にいわゆる電磁的記録、こちらがいわゆる紙と同じでちゃんと記録を取りなさいということを示しておりますし、例えば、条例の第6条（電磁的記録による作成等）というのを、これは条例で義務づけておりますので、ちゃんとこちらをデータとして双方保存しないといけないということがここで書いてあります。そのつくったものそのものが公文書になりますので、そちらの御心配の点は問題ないかと思います。

あとは、こちらの元の条例にちゃんとそれぞれ定めてありますけれども、元の条例に基づいてつくったものとみなすということになりますので、通則条例ではございますけれども、こちらで電子化してオンライン申請したのもの、いわゆる公文書としてちゃんと取扱いができるようになっております。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

これなんですけど、ちょっと読んだ感じでは、条例、規則に基づく手続となっておりますけど、これは手続の問題で、この要綱に定められたもの、独自に要綱でつくった助成とかの

申請、そういうところも対象になってくるというところで考えていいんですか。

○議長（重松一徳君）

亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

議員おっしゃるとおり、この定義第2条1項、条例等の中には、基山町が作成しております要綱、規則、いわゆる町が関係しております条例以下ですね、そういったものも全て含むというふうに解釈していただければと思います。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第37号に対する質疑を終結します。

日程第2 議案第38号

○議長（重松一徳君）

日程第2. 議案第38号 基山町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

質問いたします。私のほうから、職員の権利とか生活の保障がされるのかという点で質問させていただきたいと思います。

まず、給料に関しては、社協のほうから支払われるとありますけれども、社協の給料と役場職員の給料に差があると思います。この差はどのように補填されるのでしょうか。

また、要は現在の年収が保障されるのかというところをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

この派遣に関しましては、町のほうと社会福祉協議会との取決めで行っていきますので、その取決めの中で、派遣される職員の今現在というか、役場で勤め続けるのと同じ条件で給料面についても出していただくということで取決めを交わしていくようにしますので、派遣

で行く職員に不利益が生じないようにという形を取らせていただきます。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

同じくその他、いろいろ手当関係もあると思いますけれども、勤勉手当であったり、期末手当であったり、あとは退職手当、派遣された期間が、またそこも入るのかとか、あと、共済組合資格はどうなるのかとか、いろいろ気になる点はあるんですけど、そういった手当関係も含めて職員に不利益がないような状況ができるのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

おっしゃるように、手当関係についても、こちらで業務をする職員と変わらないように出させていただくように、給料、手当、休暇関係、福利厚生関係というのも同等のものとなるように取決めを交わしていきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

分かりました。

執行部のほうからこの条例が上がっておりますので、恐らくどなたが派遣されても納得のいく内容になっているのではないかと思います。なので、私があればこれ心配するのもおかしいのかもしれませんが、職員の派遣に当たっては、やっぱり職員の同意が要件になってくると思います。職員がこの派遣に同意しなかったことを理由に、その職員に処遇面等で不利益があるようなことはないでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

ございません。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。順番で、水田議員。

○2番（水田志保君）

では、質問させていただきます。

派遣先予定の社会福祉協議会の職員は、まず公務員でしょうか、それとも民間でしょうか。

もう一つ、予定されておる事務局長の業務内容、仕事内容を簡単に御説明をお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

社会福祉協議会の職員は民間になります。

それから、事務局長の業務としては、それこそ今の社協の事務局長がしてある仕事、基本的に全体的な管理業務が主になってくると思います。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

では、職員の全体的な定年は何歳でしょうか。それで、今、お辞めになる予定の方の次の方は、一番上の方で何歳でしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

社協の事務局長の定年は65歳というふうに聞いています。

すみません、もう一つ何だったですかね。（「次の年齢。次に辞める方の年齢」と呼ぶ者あり）ああ、すみません、私は承知しておりません。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

多分、55——同級生やったよね。（「5です」と呼ぶ者あり）5ですね。55歳だよ。でも、女性の年齢なのであんまり、議事録から外していただくとうれしいですけどですね。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

では、今回、役場の職員を派遣というふうに予定されておりますが、今いらっしゃる職員で行けない、駄目な理由と申しますか、こちらから役場の職員も派遣される、今いらっしゃる社会福祉協議会の方で、駄目な理由——駄目というか、その方を事務局長にさせていただくことができない理由と申しますか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

実は同じことが、何年前かな、7年前ですかね、当時の事務局長がやはり同じ理由で辞められて、今の局長を上げるかどうかという話があったときがございます。そのときに誰がそのお話を私のところに相談をお持ちになるかという、社会福祉協議会の現役の事務局長が御相談にお見えになるシステム、今はそういう仕組みになっております。そのときも、しばらく役場の関係者、だから、役場の関係者です。OBでもいいわけで、それから、現役でもいいんですけどね。そのときにはそういう話がありましたので、ちょうど3月に定年された役場の方を4月から結局5年間配置するという形になりました。そして、その後、今の局長が局長に昇格するという形になりました。

今回も、もともとのスタートは今の事務局長からのお話でございます。それで、私が会長でございますので、相談を受けて、役場の関係者から、先ほどの年齢でいきますと、今の職員がなれば最低でも10年間局長を続けるということになるので、それは少し長いという感じもするし、まだ少しいろいろな面を勉強していただきたいという気持ちもあるということでございましたので、デリケートな部分でございますけれども、役場の関係者ということで御要望がございました。

私、前回と同じようにOBの方でいい方がおられないかなと思って考えたんですけども、正直、OBの方はほとんど64歳とか、そういう年齢になっている人がほとんどなんです。あまり今、例えば、今年3月に辞められてちょうどいいような方というのは正直適任者がおられなかったもので、それでしたら、今後もこういうことはたくさんあると思うから、現役の人が出るように——ほかの自治体においてそういう例もあると聞きましたので、じゃ、そういう現役の方が出るようにして、しかも、現役だったらそんな5年とか長くなくてもいいと思いますので、そのときの状況に応じてまたいわゆるプロパーの方々でつなぐような時

期も出てくるんじゃないかと。

それからもう一つは、外部公募の話もあったんですけど、ただ、社会福祉協議会というのは非常に特殊な専門度等、基山町の知見というのを持っておかなければいけないので、なかなかそれで決定してしまうというのは非常にリスクも大きいんじゃないかということで、今回、議案の提出にさせていただいたところでございます。

それから、誤解があるんですけど、社会福祉協議会というのは事務局長が動かしているわけでも何でもなくて、事務局長はあくまでも全体の職員の管理をされているということでございますので、行った人間が社会福祉協議会を動かすみたいな話には全くなりません。あとは、理事会であったり評議員会とかがあって、きっちりチェック体制もできておりますので、そういう意味では、私自身は何の心配もしておりませんので、もしこの議案が通れば、これからきっちり人選をさせていただいて、来年の4月までに十分な検討をさせていただくとともに、先ほど工藤議員がおっしゃったようなことは当たり前のことなので、社会福祉協議会は初めてでございますが、これまでも国とかほかのところに出向、いわゆる派遣、人事交流しているときもそういう不利が生じないということは最大限に注視してやってきておりますので、その辺りのところはきちっとしてやっていきたいというふうに考えているところでございます。ぜひ御理解いただければというふうに思います。

○議長（重松一徳君）

いいですか。

ほかにありませんか。中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

今回、社協のほうに正職員ということで派遣するんですけど、これに対して何か期待するところ、社協に対して期待するところはあるですか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

私は社協の会長もしておりますので、そういう意味でいうと、期待というか、逆に言えば社協が最高のパフォーマンスを生んで、そして、それは役場であったり、ほかの町の機関と十分な連携を取っていかなければいけない、そういう組織だというふうに思っておりますので、そういう社協の中のパフォーマンスを上げることと、社協と役場をはじめとした様々な

機関との連携強化に取り組んでいただくということを大いに期待しております。

また、社協が対象にする、いわゆる高齢者、子ども、そして障がい者、弱い人たちというのは、まさにこれから基山町においてはたくさん、一番の課題になってくると思いますので、そういう意味でも大いに期待したいし、また、役場として社協をサポートできる部分があれば、十分にサポートしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員、いいですか。

ほかにありませんか。中村議員。

○5番（中村絵理君）

すみません、私はここの担当所管なので、本当は向こうのほうだと思うんですが、どうしてもこれはちょっとお尋ねをしたくてですね。

まず一つ、こちら側から派遣される方の、要はお給料ですね、これを社協の局長級の今のお給料、これは私、存じ上げないんですけども、それは同等なものなのか。じゃ、同等でなければ、社協の運営費の中で賄えるだけの能力を社協は持っているのかというのをちょっと、町長は向こうの会長もお務めになっているので、そこをお聞かせください。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

給料に関しては役場のほうが高いと思います。使っている給料表自体が違いますので、その部分の差を埋めるために、町と社協との取決めをさせていただいて、町の職員を派遣している間は、その者に対する給料については、今実際、役場が使っている給料表を使わせていただく、そういうふうな取決めをさせていただこうと考えております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

ということは——すみません、もう一回。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

ごめんなさい。もう一つ忘れていました。

社協のほうもいろんな事業をされてありますので、収入はあろうかとは思いますが、役場のほうから毎年、運営費補助をしておりますので、恐らく——恐らくというか、その分の補助金の額を増額しないと、そこは賄えていけないと思います。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

ということは、基山町からの補助金をちょっと増やすという認識で今受け止めたんですけど、それでよろしいんだなというふうに思いました。

それで、私が思うに、一応こういう小さい自治体は、こういう社会福祉協議会は民間なんだけれども、大体行政とのうまいやり取りによって成り立っているという、収入源がそんなに、自分たちの稼ぐ力とか、そういうよりも、補助金とか会費とか、そういうので賄われているんだというふうには伺ったことがあります。だから、会長も町長が兼任するし、今回の派遣のようなパターンも生じてくると。それでもいいんだと、そっちのほうの方がやりやすいんだということなんだと思うんですが、そこで一つ私が思うのは、何かこのままいくと、ここで町長が会長を兼任して、そこで役場からの派遣が行われるということは、何となく、要は役場の分室ができるような気がするんですよ。

それは、運営的にはトップダウンじゃないけれども、すごくスピーディーにいろんなことが直結して行われていいかと思うんですが、じゃ、社協自体の民間としての稼ぐ力じゃないけれども、運営力というか、こういうところが、結局頑張らないでも運営できちゃうから、そういう弱体化とか、行政の依存度とかがすごく高くなってくるんじゃないかと。そのところをちょっと私は心配してですね。

だけん、ここについて、この条例案を考える前に、こういう社協の組織の強化、こういうことを考えると、何かそういうことが事前に、何年も前から退職されるということは分かっていたわけですから、そういうことは考えられなかったのか。どうしてこういうふうな——これは何か対症療法みたいな感じに私は感じるんですね。そのところについてどういう見解をお持ちなのか、教えてください。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

繰り返しになりますが、OBではございますが、3月まで役場職員だった人間が事務局長に行った例がつい最近あるわけでございます。彼が事務局長に行ったときに社協が弱体化したかという、一切そういうことはありません。むしろ、様々な新しい事業もやれたし、平成30年の丸林の豪雨災害のときにいち早く、いわゆる社協が中心となったボランティア組織を立ち上げて、丸々2日間、ボランティアで百何十人、社協に人を全国から集めてやるような、そういう事業もやっているところでございます。そういう意味では、役場の人間が行ったからといって、それで弱体化する、もしくはなおざりになる的な話かと思いますが、そういうことは一切ないというふうに思っているところでございます。

当然ながら、役場の管理職じゃございませんので、私は役場の管理職としては対応しませんけれども、社協の会長として、社協の事務局長としての対応はさせていただきたいと思えますし、それは今までもやっていることと全く何も変わらないことでございますので。

繰り返しになりますが、しばらくたってちょうどいいタイミングになれば、また社協の方を事務局長に戻していくということを考えておりますので、決して付け焼き刃的なものではないというふうに考えておるところでございます。

○議長（重松一徳君）

中村議員、3回目です。

○5番（中村絵理君）

今御説明を伺いました。でも、前回の事務局長、今の方ではなくて、その前の方は、一回役場を退職されてからの再雇用というふうに私は認識しておるんですね。だから、今回の条件とはまた違う。だから、そこを今そういうふうに御説明されたけれども、そこは微妙に納得がいかないところと。

それで、もしこれを、いや、条例としてどうしてもやるとおっしゃるのであれば、私は個人的には、町長と、要は役場の、要は町の首長とこっちが出向するのであれば、どっちな片方は頑張って離れて、もう一人を入れるべきだと私は思うんですよ。じゃないと、どうしても私の頭の中では、町の直営と指定管理の違いというか、直営のほうが早いもんという考えに行き着いちゃうんですよね。だから、そこもちょっと説明してもらってよかですか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

かつて社協と町の関係は利益相反で微妙な関係だったんですが、平成28年の社会福祉法の改正の中で、その利益相反の部分は完全に払拭されるようになりました。そして、その仕組みに基づいて今やっているところでございます。具体的には、町が絡むものをどういうことをやっているかというのを理事会にきっちりかけて、理事会の承認を取るという仕組みが新しい法改正の中でできましたので、それに沿ってやっていっておりますので、少なくとも法的な問題は今、全く解消されているというふうに考えていいと思います。

それからまた、先ほど言われたのは、役場の人が行くことによって社協の機能が落ちるんじゃないかという御質問だったというふうに思いますので、それに対しての答えをしたつもりでございますので、OBか、OBじゃないかというのはあまり関係ないことかというふうに思います。

また、社協と役場の関係というのは、これからますます連携を深めなければいけないというふうに考えておるところでございます。やっぱり社協の事業というのは、これから町の本当に中心的な役割を果たすような事業が多いと思いますので、そこを私自身、きちんと町長の立場と社協の立場を分けてやりながら、その連携を少しでもうまくいくように努力していると思っておりますので、そういうことで御理解いただければというふうに思います。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

所管外ですので、2点お伺いします。

そもそもこれは2つの内容を立てつけによってつくられた議案だと思っております。一つは、基山町公益的法人等への派遣に関するそのままの条例ですね。これは今まで、ほかの条例を使って国、あるいは県、あるいは他の自治体等への職員の派遣等をされることによって、その職員のスキルアップをして帰ってくるというような、経験を積んで帰ってこられるというようなこともあって、それは非常に有効だと思っております。

今回は、資料では社会福祉協議会という話もされていますけれども、そもそもこの公益的法人等への派遣の条例を制定することが妥当かどうかということの一つは議論しなくちゃいけないと思っております。ですから、まず、この公益的法人等への派遣は、町が想定する派

遣先というのが社協以外にどういう派遣先があるか、あるいはそういう社協以外に、こういうところに派遣した場合にどういった効果が得られるか、そういったことを一点は説明していただきたいということ。

2点目は、先ほどから少し話が上がっておりますけれども、やはり今、町長が会長——理事長ですかね、社協のトップを兼務されております。これは他自治体でも結構やられている事例だと思いますので、特に問題ないんですが、これが資料のほうにも、職員の派遣ということで事務局長というようなところは全然出ていないんですけど、あえて事務局長として派遣されるという前提でお話をさせていただきますと、やはり理事長と事務局長2人が責任を担う、あるいは実権を担うポジションになるということになれば、やはり対外的、あるいはそこに、社協にいらっしゃる職員の方が、なかなか意見が言いづらい場合もあろうかと思えますし、補助金も出していますから、派遣された職員の方が今後の復帰したときの昇給等をいろいろ考えられて、なかなか町から言われたことがある場合は、職員の意見があっても、それよりも町のことを優先されるということも場合によっては起こるかもしれないので、それに対しては、一応コメントとしてそういうことがないように、今、町長、あるいは会長として、ないような形で努めていくということをこの場で、議会の場で明示していただかないとできないと思えますので、この2点について御説明をお願いします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

それじゃ、2つ目の御質問に私のほうから答えさせていただいて、1つ目のほうは担当のほうから答えさせていただきたいというふうに思います。

もちろん当たり前のことで、それぞれのパフォーマンスを最高値に持っていくのがそれぞれのトップとしての考え方だというふうに思います。

それから、社協の職員は、逆に言えば、何十年と社協の職員でやってきている大ベテランばかりなので、それぞれの業務に関してはローテーションもやっていますので、社協の業務に関しては、新たにこれから行く事務局長よりもはるかに詳しいというふうに思います、個別の業務につきましてはですね。

あと、事務局長に期待するのは、それをマネジメントして、最大限の効果が出るようにしてもらおうということを大いに期待しているところでございます。

そういう意味では、社協の職員とも私は直接本当に親しくさせていただいておりますので、今、松石健児議員が心配されていることは一切なく、そして、もっといい社協と役場の関係ができて、基山町がさらによくするように努力していくことと、それから、おっしゃったような心配されるような弊害は決して起こらないということをこの場で約束させていただきたいというふうに思います。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

1つ目の御質問にお答えします。

これまで、例えば、国と町との人事交流という形で実施させていただいていた例でいいますと、それぞれ一旦その職場を退職して、1年なり、2年なり、正式に相手方の職員の身分を持ち、期間満了でそこを退職し、再度町の職員に戻れるというふうな、一般的に割愛と言っていますが、そういったやり方をさせていただいています。

ただ、今回御提案しています、相手方が社協である場合、この割愛という方法が取れません。本当に役場を辞めて、社協に就職をする、もう戻ってこれないということになりますので、そういったことができませんので、それを可能にするために、この条例のベースになります公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律というものがつくられております。この法律に基づいて、今回派遣ができるように、この法律をベースに町の条例で細かなところを規定することによって、今回、基本となるのを3年と考えていますけれども、最高5年まで派遣をして、戻ってきたときはもちろん元どおり町の職員という身分を保障するということができるようになります。

あと公益的法人、ほかに派遣先としてどんなのがあるかということをお聞きになられたと思いますけど、先ほど申し上げた法律で定めているところでいいますと、一般社団法人、それから一般財団法人、あと、地方独立行政法人などが挙げられており、そのほかでは、今回の社協みたいな社会福祉法人、それから、身近なところでいきますと、農協であったり商工会であったりといったものが、そういうふうな派遣等できる対象の派遣先の団体になります。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

町長がおっしゃった点については、私、心配はしていません。ただ、実務ベースで言うと、事務局長というのは非常に権限を持ったポジションにありますから、その辺での独立性を担保するために、念のためそういった御発言をお願いしたところであります。

もう一点は、平野総務課長の答弁も分かりましたが、公益的法人等への派遣ですから、一般社団法人等への派遣はこれには含まれない、あるいはそういったところに派遣する予定もないですし、これとあわせて、これを一般社団法人及び公益的法人等に内容を変えずにこのままでもよろしいのか、その2点、お願いします。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

今回上程させていただいている条例につきましては公益的法人等ということで、法律に合わせた名称をそのまま使わせていただいております。

自治体によってはこの条例を定めるときに、今うちは条例の中で社会福祉協議会と個別名称を挙げておりますが、条例上はそこを上げずに、規則の中で派遣先をうたっているような条例規則という作り方をされている自治体もございますが、本町の場合は、派遣先としては今、社協のほうしか想定をいたしておりませんので、あえて条例の中にこういう個別の名称を挙げることで、今想定しているのはあくまでも社会福祉協議会への派遣だけということと考えておりますので、もしも将来的に別の団体ということになるのであれば、再度条例を改正して、また御審議いただく形になろうかと思っております。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員、3回目です。

○7番（松石健児君）

これは議長に質問するわけじゃないんですけども、この条例自体が——議長に質問はできないんですけど、社協に派遣することによってこの条例を否定するものなのか、あるいはこの条例そのものが妥当な条例だとして議員として判断すべきなのかというところが非常に分かりにくいので、これは執行部のほうから御答弁いただいたほうが良いと思うんですけど、どういう基準で——今のところは社協しか派遣先としてはないということですよ。だから、あくまでこの条例の制定については、そこを基準にして、採決で議員の賛否を問うのかということだけを御説明をお願いします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

その点につきましては、少なくとも私が今の職にある間は、社協以外に、例えばこの条例を改正したりして、他の団体に送る、そういう交流をすることはございませんので、そこは社協への派遣ということに限定していただいて、議論していただければというふうに思うところでございます。

○議長（重松一徳君）

ほかに。佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

松石健児議員が、私が聞きたいことをずばっと今言っていたので、今回は社協だけということなんですけど、先ほど町長が派遣の理由として、今の事務局長の退職後の内部昇格にはもう少し時間がかかる等々というお話でしたけれども、逆に今、町長、何十年もやっておられるベテランがいっぱいらっしゃると。ちょっと何か話が矛盾に聞こえたので、もう一度そこをお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

事務局長というのは全体の管理であり、全体のバランスであり、外部との調整であり、そういう仕事がメインになります。それぞれの個別の仕事については何十年もやってきているんですけど、そういう外部の会議に出るとか、そういう形のものについての経験はまだございませんし、全体をまとめなければいけませんので、そこら辺りも含めてじっくりそこを、次に行く、もしこの条例が通って、役場から事務局長が行くようになったら、事務局長の一つの仕事にそういう後継者の育成みたいな、そういったことも入ってくるというふうに考えておるところでございます。それは企業におられたと思うので、分かると思いますけど、全体の管理と個別のエキスパートの話は全然違いますのでですね。残念ながらそういう後継者の育成がまだできていないので。出てきたとしても、10年、1人の事務局長がやり続けるというのは年代的にも長いかなとは一般的には思うところでございます。そういうことで、違いがあることを御理解いただければと思います。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

マネジャー職ということで理解させていただきました。

ちょっと今疑問やなと思っているのが、この条例に対して各議員が、町職員が派遣に当たったの給料であるとか、年収であるとか、身分保障を大丈夫か、大丈夫かとすごい心配しているんですね。逆に執行部の皆さんはこの議案を通してくれ、通してくれと。

心配せんでええですよと、自分たちの身分はきちっと保障されているので、議員の皆さん、心配しなくていいですよ、どうぞ安心して通してくださいということで捉えてよろしいですね。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

そういうことで捉えてください。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員、3回目です。

○4番（佐々木教雄君）

ということは、内部でこの議案の策定に当たって、何度も執行部の皆さんでもんでおられると思うので、執行部の皆さんは御理解、御了承済みということでよろしいですよ。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

この議案を上程する時点で、この間、町長も言ってあったと思いますけど、新たな人間を管理職に上げて派遣するんじゃなくて、今いる管理職の中から派遣をすると明言をされてありますので、そこは執行部みんな理解をしておるところでございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

この問題は今、多くの議員が質問されたので、私も議員と答弁を聞いていて、理解はでき

ました。

私が最後に申し上げたいのは、所管じゃないからですね、この場で申し上げたいのは、やはり社協はすごく基山町の町民にとっては大事なポジションなんですよ。私も時々参加しますが、そこにはやはり高齢者の問題から子育てから、もちろん町民を含めたところの様々な事業をされていますので、町にとって、町民にとって大変大事な場所だと思っております。

その中で、町長がこれまで約8年余り会長を務めていらっしゃるし、その中の組織はよく御存じだったと思います。簡単にすぐに事務局長が年功序列でできないという問題も分かるのは分かります。ですから、私としては、これからの課題としてぜひ、やはりこの役場の職員も含めて、そういう社協に対しても次々と事業がきちんと継承できるように、これから人材育成というんでしょうかね、それをしっかり、そこも見た上でしていただきたいというところで、簡単にできる問題でもないでしょうけど、町長、そこら辺の、これからのことになたか答弁、前回の説明のときもあつたとは思いますが、あえてそれだけをぜひお尋ねしたいです。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

決して役場をディスるわけではございませんけれども、町民とお話をすると、むしろ、役場の職員の名前よりも社協の職員の方の名前が結構出てくるぐらい、社協の今の頑張りはすごいかなというふうに思っております。

ただ、彼ら、彼女たちは結局仕事を一生懸命やっているわけで、今おっしゃったような、例えば、年次を考えながら上手に採用していくとか、専門職の中でもここの部分が弱いんだったらここの部分を採用していくとかいうことに関しては、なかなか自分のほうから言えないわけですので、今後の未来を考えていくと、そういう今後の、個人じゃなくて社協全体のキャリアパスみたいなものを考えていながら、社協が今後、ますます発達、頑張れるようにやっていくのが私の会長としての役割の一つだと思っておりますので、今、大久保議員から御指摘があつたようなことをきちんと肝に銘じて、今後の社協がさらによくなるように努力してまいりたいというふうに思います。これは町長としての発言ではなく、社協の会長としての発言でございます。

町長としては、そういった社協がまた少しでも活躍できるように、働きやすいように、そしてまた、役場と連携すべきところは連携しやすいように、町としても、社協に対してまたこれからのいい意味での連携をどんどん強化していけたら、そして、基山町の課題である一人暮らしの高齢者、うちではプラチナ社会政策室がございますけれども、それから、子育ての様々な問題、そして、障がい者の問題、そういったものに取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第38号に対する質疑を終結します。

日程第3 議案第39号

○議長（重松一徳君）

日程第3. 議案第39号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第39号に対する質疑を終結します。

日程第4 議案第40号

○議長（重松一徳君）

日程第4. 議案第40号 基山町使用料・手数料見直しの基本方針に基づく使用料見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

この中で2つだけ御説明いただきたいんですけども、1番目は、見直しの根拠というのがちょっとよく分かりづらかったので、その御説明をお願いします。

それと、基山っ子みらい館、キャンプ場は値上がりしておるんですが、保健センターの研修室は逆に値下げになっていると。この理由もちょっとよく分からなかったなので、よろしくお願いたします。

○議長（重松一徳君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

使用料の改定の根拠につきましては、平成25年12月、基山町使用料・手数料見直しの基本方針というのを作成しております。それまで各施設ばらばらで使用料を算定しておりましたけれども、近隣の自治体の施設や近隣市町の状況を参考にしながら金額を設定、基本方針を作成したところでございます。

それから、平成26年度、平成29年度、令和2年度にそれぞれ見直しを行っている状況でありまして、こちらの基本方針について、3年に1度、使用料を見直すということで、その施設に係る人件費だとか、施設の維持管理費、光熱水費、あとは施設整備に係った減価償却費に基づいて使用料をその見直しの年度に算定しまして、改正をするということで基本方針を定めているところでございます。

それから、キャンプ場が値上がり、保健センターが値下がりの方につきましては、キャンプ場につきましては、この使用料の算定の基準からしますと、利用者、利用する方が増えてまいりましたので、それに係る施設の管理費のほうは少し、ここ3年間で上昇しております。それに基づいてキャンプ場の使用料を算定したところ、少し値上げが必要だということで、算定がなされたところでございます。

逆に、保健センターにつきまして値下げになっているということにつきましては、現在、保健センターの研修室の位置につきましては、1階の正面玄関入って左奥手前のほうが研修室1になっております。そこを、今年度中に設置を予定しておりますこども家庭センター室に改良いたしますので、研修室を2階のほうに持っていきます。そして、2階の、階段を上がって向かって右側の、今、健康増進係がある室ですね、そちらのほうは研修室1になってあります。

現在の研修室1よりも、その2階にある研修室、今度新しく研修室1になるところが、面積がちょっと狭くなりますので、その関係で、使用料につきましても140円から100円ということで値下がりをするということで、今回の算定をしているものでございます。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

面積がちっちゃくなる、要は平米単価で料金を決めているということですよね。

○議長（重松一徳君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

そうです。現在の研修室1と新しくなる研修室については、平米単価で決めているので、面積が下がると使用料金が下がるということで算定をしております。

○議長（重松一徳君）

ほかに。工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

9月定例会の厚生産業委員会の委員会付託の中で、こども家庭センターの設置のために、今までの研修室、保健センターの1階の部分を2階の今、健康増進係があるところに移動させるということで説明は受けておりました。単純に面積が狭くなったのかというのは理解していたんですけども、機能面ではどうなのかというところですね。以前からあった機能、鏡であったり、バーであったりなんですけど、その点に関しては検討されるということでしたが、その後どうなったのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

藤田健康増進課長。

○健康増進課長（藤田和彦君）

機能面の話ですけど、設計委託のほうが決まりまして、今打合せを進めておりました。その鏡の件ですね、移動とかの件をずっと、数回打合せをさせていただいておりました。ただ、鏡が結構大きくて、移動のほうをとということでお願いはしたんですけど、今の状況でちょっと難しい状況ですので、また今後、今課内でもまた話していますので、そこでまた検討を進めていきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

移動に関しては9月の時点で難しいというのは伺っておりましたので、移動が難しいというところで、ほかの新しく設置ということで見積りを取られたりとか、そういったプロセスはなかったのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

藤田健康増進課長。

○健康増進課長（藤田和彦君）

設計業者と打合せの中で、最初、動かせるかもしれないということで話がありましたので、最近まで打合せをずっと続けておりました。そこで、最終的には今のところでは難しいというところでもございましたので、先ほども申しましたけど、その関係団体にも聞いて、鏡があれば使っているような状況でもございました。なくてもどうですかという話もしましたけど、あれば使いたいというような御意見でしたので、そういった方向で今検討を進めているというところがございます。

○議長（重松一徳君）

工藤議員、3回目です。

○1番（工藤絵美子君）

あれば使いたいというところですか。話を聞かれにいかれたということですかね。

以前の説明では、鏡が必要であればリハーサル室を利用してくださいと。そもそもこの鏡のある部屋は、以前は貸出ししていなかった部屋ですのでなどの説明をされていたので、設置は必要ないというところでお考えだったのかなと思いましたがけれども、利用者の声を——私の知っている方たちも使っているんですけども、そこに積極的に話を聞かれているのであれば本当にありがたい話ですけども、やっぱり声がないとか要望がないというのは、こちらから聞きにいかないと上がってこないと思いますので、まさにこの間も言いましたが、サイレントマジョリティーですね、その辺の声というのはなかなか上がってこないと思いますので、その住民の声をしっかり聞いていただいて、よりよい施設になるように。よくなればまた利用者も増えてくると思いますので、そういったところで努力していただきたいと思います。

○議長（重松一徳君）

藤田健康増進課長。

○健康増進課長（藤田和彦君）

今現在、御利用いただいている団体のほうには確認をして、意見等もお伺いしております。今、工藤議員言われますように、御利用をしていただけるような施設に向けて、検討は進めてまいります。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。大山議員。

○11番（大山勝代君）

基山っ子みらい館についてお尋ねします。

値上げということで遊戯室、玄関から入って、すとーんと一番奥に行ったところにある場所ですよ、ホールみたいに。もうあそこを使われてすぐ変更、値上げになった理由を教えてください。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

基山っ子みらい館につきましては、基山っ子みらい館が開館いたしましたのが令和2年4月でございます。これが前回の見直しの時期でございましたので、みらい館につきましては、今回の見直しが初めての見直しということになります。

今回は、基山町使用料・手数料見直しの基本方針ということで算定をいたしました。前回に算定に入っていなかった分がございまして、実は、基山っ子みらい館のオープン前でございますので、人件費の分を前回は入れないままで使用料の計算というふうになっておりました。どのような職員がどのように管理するのかというところまでが、当時は原価の計算の中に見積もることができていなかったため、今回の見直しで、見直しの基本方針に従いまして、直近3年間のみらい館の貸出しをする部分ですね、基山っ子みらい館には保育園も入っておりますけれども、保育園の部分ではなく、貸出しをする部分の管理に相当するみらい館系の人件費を原価の中に算入させていただきまして、計算をし直しました結果、今回の金額となりましたので、今回、使用料の金額の増額をお願いしているところでございます。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

素人考えといいますか、遊戯室は子どもたちの、保育園側で使うというふうに私は思っていましたので、今の説明でよく分かりましたが、えっ、そしたら、あそこは誰が使うとというのが私の疑問で、例えば、昨年度、何件の使用があつて、団体がどういうものだったか、教えていただけますか。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

すみません、正式な数が手元に資料がございませんけれども、昨年度は、まず、みらい館の貸出しですけれども、子育てに関する団体へということに一応決めているところでございます。それで、子育て団体へということで、ダンスの指導をされている方から使用の申込みがありましたので、昨年は一、二度、お貸ししていると思います。

ただ、その後でございますけれども、園児数が随分増えてまいりまして、基山保育園が使用させていただく頻度も増えてまいりましたので、なかなか貸出しということができていない状況ではございます。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

あそこを借りたいという要望はすごく多いんですけどですね。ただ、我々が決めている、子育てに関することとか、それから、子どもたちがいるときは特にセキュリティーの問題もありますので、そこをぎゅうっと今締めつけている状態なので、件数自体は非常に少ないものでございます。

今後も値上げはしますものの、あまり件数は上がらないのかと思っております。だから、その辺の使い方がもう少し考えなきゃいけないというのは考えておるところでございますが、今申しましたように、目的と、それからセキュリティーなり、安全の問題とか、いろいろ考えると、なかなか外とは違って、一番、真田丸みたいな外にあるやつとは全然違って、お遊戯室は非常に今後、我々としてもいろいろ検討していかなければいけないというふうに思っております。

○議長（重松一徳君）

大山議員、3回目です。

○11番（大山勝代君）

いろいろ、初めて私が知識として持っていないことが知れてとてもよかったのですが、あそこの閉館といいますか、閉室。時間的には何時まであそこは貸出しが可能なのか。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

貸出しの時間帯ですけれども、夜の9時まで、9時が一番遅い時間ということに一応しております。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。末次議員。

○9番（末次 明君）

今回の使用料・手数料の見直しで、利用者は増えるのか減るのか、あるいは使用料・手数料収入は増えるのか減るのか、どういうふうに想定されているのかですね。

それと、基山町としては、このような料金の見直しの基本理念というのは、利用者数の増減とか利用料金の増減よりも、諸物価が高騰しているから、社会環境の変化によって、市場原理に従って粛々と見直ししているのか、どちらのほうを優先して決めてあるんでしょうか、そこら辺りをお伺いしたいんですけど。

○議長（重松一徳君）

回答は。吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

今回の使用料の見直し、全体的なものとしては、現在、過去3年間ぐらいの人件費や維持管理費、大本に使用料を算定しております。使用料が上がるにつくまして、やはり利用が多い、キャンプ場とかは利用が多かったところもありますので、この使用料が上がりましたが、やはりキャンプ場の利用者につくましては変わらないのではないかと考えておりますので、変わらないということであれば、使用料の収入が少し上がるのではないかと考えております。

また、みらい館につくましては、先ほど町長の説明もございましたけれども、なかなか貸しにくいところもございますので、ここにつくましては、使用料の値上げに伴ってのそういった使用料金の増減というのはなかなか考えられないのかなとは思っております。

保健センターにつくまして、研修室1の金額が下がったことによりまして、2階にあるということで、その辺で利用者の方が増えるか減るか分からないところではございますけれども、金額が下がったということで、使いやすい料金になったのではないかと考えております。

また、今回の見直しの関係に基づいて、体育施設の電気料と、あとは町民会館等の冷暖房費、各施設冷暖房費につきましては値上がりということで算定をしたところもございますけれども、やはり昨今の光熱水費の上昇によって利用者の方に負担がかなり増えるのではないかとということもありまして、今後3年間は据置きという形でしておりますので、その点では、現在の使用者、利用されている方につきましては、引き続き利用をしやすいような状況にしているところでございます。

そうしたところでよろしいですかね。全体としてはそういったところです。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

基山町の施設につきましては2通りあるかと思うんですが、1つはやっぱり厚生施設、町民が憩えるというか、そういう場所と、あとは娯楽の施設ですね。これはキャンプ場とか体育施設のはそういうところに係ると思うんですが、町として利益を出せと私は言っているわけじゃないんですけども、町費の投入を極力少なくしたいという思いで、その辺に格差をつけて、上げる分については、もっと大胆に上げていくというか、そういう発想をするというのは、こういうふうな基山町、地方公共団体としては不遜なことなんじゃないでしょうか。

○議長（重松一徳君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

基本、使用料・手数料見直しの基本方針におきましても、やはり受益者負担の原則、また、公的な施設でございますので、町費、公費の投入というのは、そのバランスというのは考えていっているところでございます。

それで、平成25年度の使用料の基本方針を算定しておりますので、そういったところで利用される方につきましてはそれなりの御負担を、利用されない方につきましても、町税という形で、その施設の維持管理費を当町に支払っていただいているような状況にはなっておりますけれども、そういったところで——ただ、先ほどおっしゃいました娯楽施設、キャンプ場であるとか、体育館のトレーニング室であるとか、あとは多世代交流センター憩の家の音楽室等につきましては、受益者負担で、100%使用料で賄っているというような施設もございますので、そういったバランスにつきましては今後も考えていかないといけないと思っ

ております。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

端的にお伺いしますが、今回のこの改定で、使用料・手数料の増額、幾ら収入が増えますということでしょうか。

○議長（重松一徳君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

今回の見直しにつきましては、過去3年間のそういった人件費、施設の維持管理費や施設整備に係る減価償却を基に計算したものでございます。

将来的な使用者の増がどれぐらい増えるかというのはなかなか見込めないところでもありますので、来年、使用料が幾らになるというような試算は行ってはおりません。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

そしたら、こういうふうに改定して、使用料、手数料がどうなるか分からないと、これで増収になるかならないか分からないと。利用者も増えるか減るか分からないという、あくまでこの基本方針に基づいてやっているわけですからと、そういうことでいいんでしょうかね。減るか増えるかも何も分からないという中で、方針は方針ですからという形で、それは確かに決めていますからね。この算定というのはこういうことでやりますということではっきりしているわけですがけれども、それはどうですかね、どなたか。

○議長（重松一徳君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

どれぐらいの使用料が増えるかというのは、計算すればすぐ分かると思います。去年とか今年とかの利用者件数に、キャンプ場であったならば1人100円とか200円になりますので、その件数を精査すれば、掛ける100、200すれば当然出ますし、保健センターの使用料も、研修室ですか、その使用料を掛ければ当然出るわけですので、今、詳細な計算を各担当課長は、

出ないということは件数はちょっと分からないので、していないのかなとは思いますが。

ただ、使用料については、やはり使う人と使わない人がいらっしゃいますので、使わない人にとっては、その受益者負担を適正に算出して支払っていただきたいということだし、全然使わない人はそう思っているかと思しますので、また、使用する人は安く使いたいというのはあるかと思いますが、この算定基準をきちんとつくって、そこは公正に使用料を納めていただくということで、3年ごとに改正をしているということでございます。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、改正部分についての計算は今の通りになるといった、単にそれを掛け算というだけの話ですね。

問題は、来年度の基山町の動向を考えてみると、一般的には新型コロナも終わって、様々なものが増えていく。特にキャンプ場とか合宿所とか、増えていくというふうに思います。

ただ、マイナス要因、間違いなく明らかにマイナス要因は、国体があるがために体育館がほとんど使用できなかつたり、もしくはお金を取れないような行事みたいなものが体育館で結構出てくると思しますので、その分はマイナスになるというふうに思いますので、全体としては微増ぐらいになればいいなと思っています、そのマイナス分を引いてですね。微増になればいいなぐらいのそういう感じを今持っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

いいですか、松石信男議員。（「はい」と呼ぶ者あり）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

酒井副町長の計算式は分かります。それで、松田町長が言われる国スポ・全障スポの件も分かりますが、今、松石信男議員からの質問での答弁としては、これは料金が上がれば市場原理が働くというのが通常ですので、ほかの施設、あるいはキャンプ場とか含めて、値段が上がれば利用控え、あるいはほかの施設を利用するというようなことがあろうかと思しますので、逆にここの答弁としては、価格が上がっても、再度その利用に対して利用推進の広報等をやっていくというような答弁が妥当なことだと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今回、私としては3つしか金額が変わっていないんですよね。それで、さっきも言ったように、基山っ子みらい館は、私的には今の段階でありそういう意味では金額的には関係ない。それから、研修室1のほうは当然、逆に減っているわけでしょうし、1階から2階に行っているから、そんなに多くプラスになることは望めない、むしろマイナスのほうではないかというふうに思います。

それから、キャンプ場は少し値上げをしますものの、今、毎年キャンプ場は、新型コロナの間もずっと上がってきました、少しずつですね。爆発的な人気のスポットにはなっていないんですが、ずっと上がってきていますので、来年度もその部分は、決してこの値段が上がったからといって下がることはないと思いますので、来年もまたそこは増加するというふうに予測しているところでございます。

○議長（重松一徳君）

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第40号に対する質疑を終結します。

ここで10時55分まで休憩します。

～午前10時48分 休憩～

～午前10時55分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

日程第5 議案第41号

○議長（重松一徳君）

次に、日程第5．議案第41号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

2つだけお聞かせいただきたいと思います。

職員さんたちの給料が上がるということは大変いいことで、生活が満たされるということ。今回、上がるにつけて、近隣市町との給与の比較と伺いますか、はどうでしょうかね。

それともう一つが、今回の条例に当たって、説明の中で、国の人事院勧告に準じてというふうにお答えがあったんですけど、ちょっと聞いたところでは定かではないんですけども、ほかの佐賀県の市町では県の人事委員という話をちょっと聞いたことがあるんですけど、それは間違いないのか。逆に、国の人事院と県の人事委員勧告ですね、これはどちらのほうが高いのかなと思って。高いほうを選んでいただければ職員の皆様が非常に喜ぶということで、そういう不利が出ないのかなというのでちょっと心配して聞いておりますので、よろしく願います。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

近隣市町との給与の比較ですかね。（「高い低いで。金額じゃなくて」と呼ぶ者あり）県内の市町の中では高いほうだと思います。

それから、人事院勧告なのか、県の人事委員会の勧告なのかという話ですけど、基山町は人事院勧告に準じております。県内のほかの市町に関しては、全て県の人事委員会に準拠しているということになります。

今回は、ほぼほぼ人事院勧告と県の人事委員会の勧告の内容に差はない、例えば、ボーナスの月数についてもそこは一緒ですし、給料表自体は若干の差はあるとは思いますが、そう変わらないところで勧告があっていたかと思います。

先ほど議員のほうからおっしゃられましたけれども、基山町としては、いいところ取りをしないように、以前から国の人事院勧告に準じてやらせていただいております。何年前でしたか、すみません、ちょっと私、記憶しておりませんが、県内のほかの市町で、人勧準拠から県の人事委員会の考え方にシフトしていたような時期もあったんですが、恐らくそのときは県のほうがよかったんだろうと思います。基山町としては、いいときも悪いときも、一貫性を持たせるために人事院勧告に準拠していこうという考え方で進んできておりますので、今後もそういった方針で考えていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

この話は何度か議会でもさせていただいているんですが、佐賀県の場合、今は全部佐賀でやって、うちだけが人事院勧告なんですけれども、一番最初に、恐らく何十年か前に決めたときは、佐賀よりも人事院勧告のほうが高く、それを採用したんでしょうけど、本当は福岡に近いので、筑紫野市とか小郡市のほうが接している面積が多いというふうなことで、多分福岡の人事院勧告ぐらいを希望していたんじゃないかというふうに思いますけど、さすがにそれはないだろうということで、多分、国の勧告に沿ってということが相当前に決まっているわけでございます。

それで、その結果もあって、一時期、佐賀県の中で基山町が一番給料が高い時期もございました。ただ、ずっと人事院勧告、それにしか準拠しない。あるときに、佐賀県のほうが人事院勧告よりも高いときがあったので、この年はこっちに移って、また人事院勧告に移ってと、こういうことを望まれたんですけど、それは国の人事院勧告ならずとやっていくべきだということで今ずっとやってきていて、今、給料の高さが大体佐賀県で3番目ぐらいじゃないかなと思います。

それで、今後もやはり国の人事院勧告に沿って、また大きな事情が変わってくれば別ですが、これが一番安定的だというふうに考えておりますので、様々なお金だけじゃなくて、手当であったり、様々な制度も国の人事院勧告が一番早く動きますので、そういったことも含めて、これからもそういう形でやっていきたいなというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第41号に対する質疑を終結します。

日程第6 議案第42号

○議長（重松一徳君）

日程第6．議案第42号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第42号に対する質疑を終結します。

日程第7 議案第43号

○議長（重松一徳君）

日程第7. 議案第43号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第43号に対する質疑を終結します。

日程第8 議案第44号

○議長（重松一徳君）

日程第8. 議案第44号 基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

この資料が25ページ、それと、追加資料が1ページに出ております。

この一部改正については、あくまでも会計年度任用職員の勤勉手当というのが改めて追加されて、改正になったといういきさつの議案であり、資料もそこら辺を書いていたと思います。それから、追加資料には、じゃ、どういう方、何人が対象になるのかという資料が改めて出ておりました。そこら辺の資料が出ていますので、私、ちょっと所管じゃないので、資料請求の中にも関わっていませんでしたので、では、この勤勉手当に対してどれだけの費用というか、財政的なものに関わるのか、そういうところは分かりますか。そこのお尋ねです。どういうものなのかを。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

追加の資料をお出ししております、そちらを御覧いただきますと、これは今現在で資料をおつくりしておりますが、総数としては234名の方が、毎日じゃなくても、スポットでも入っていただくような方も入れて234名の方を登録しているというふうな状況でございまして、そのうち、勤勉手当の支給対象となるのがうち138名、今現在、そういうふうな状況で

ございます。

この138名の方の人数と、今の勤務状態をベースに計算をいたしますと、費用としては約3,400万円ぐらいの支出が発生してくるということになります。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

そこもどれぐらいの財政が増えるのかなと。それは職員の働き方、また、こういう状況、高騰とかあるから、本当にそれは、その施策としてはいいんですけど、じゃ、どれぐらいの部分でかかるのかなというのがちょっと疑問でしたので、お尋ねさせていただきました。ありがとうございます。

○議長（重松一徳君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第44号に対する質疑を終結します。

日程第9 議案第45号

○議長（重松一徳君）

日程第9．議案第45号 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

この議案をいろいろ読ませていただくと、大変新たな事業になっていくというふうに読みました。これは資料が27ページですかね、お願いできますか。

計画をまずつくらなければならぬでしたね。それから、それを周知する必要がある。それから、事業継続の計画だったですかね。それだけ業務、それは安全性に基づいた改正ではあるけれど、職場のほうでは、教育委員会のほうになるのかなと思いますけど、それだけの事業をして、最終的には周知ですよ、完全に。それから、検証も必要だったと思います。

これを、来年度からになるんですかね、そういうこともございますけど、そこら辺の事業

として、国、県、そちらのほうからのものを材料というか、基につくられていかれるのか、それから、そういう周知等々をどのように図られる予定なのか、ちょっとそこらをお尋ねします。

○議長（重松一徳君）

古賀教育学習課長。

○教育学習課長（古賀 浩君）

まず、国の根拠になる部分ですね、これにつきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律が改正されまして、それと並びまして省令が改正されて、この放課後児童クラブに該当する事業が、この安全計画の策定が義務化されたということになっております。

内容につきましては、現在もやっている部分もございますので、新たなものというよりも、現在行っている分をより明確にするという分になっております。

内容といたしましては、安全計画では遊具の点検、これは学校の遊具を共用で使用しておりますので、こちらは学校のほうの職員によって点検を行っております。その辺もありますので、例えば、不具合時の連絡の共有、そういった部分の、悪い部分があれば緊急的に遊ぶのを止めるような措置を学校、放課後が共有して、その辺を明文化する部分となるかと思えます。

あと、現在既に行っているのは防災設備の点検、あるいは施設の点検、これは不具合の部分と、そういったものがございます。その辺を、現在も行っている部分があるんですが、より明確にして、安全点検として事前に行うというものを規定するという部分でございます。

連絡については、保護者にこういった何らか——安全点検は当然、災害時ですね、自然災害、地震等、そういった部分も含まれておりまして、その周知、要は保護者との連絡網を、今もございます。ただ、これを誰でも分かるように、こういった地震災害とか、その辺の危機管理的にしっかりと明確化するという部分でございます。

ですから、安全計画については、ほぼ行っておりますのをより明確と、国が昨年12月に留意事項として、安全計画策定に関する留意事項を出されております。そして、それに基づきまして、安全計画策定のためのマニュアルが令和5年10月末に発表されておりますので、私どもはそれに基づいてそういった明確化を図っていきたく思っております、5年度の末に策定を進めるところでございます。

継続計画につきましては、これは新型コロナ等感染症のあった場合の対応を、現在も学校

に準じて行っておりますけど、そういうのを明確に文書化するというような部分となりますので、あるいは、そういったときの職員との連絡体制、今も連絡網はございますが、その辺もこういった継続計画とか、そういう計画の中に盛り込むというような部分でございまして、現在やっているものと国が定めたものをしっかりと明確化して整理していくということになっております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

説明でよく分かりました。実際はこれは計画もできているし、そういうところの安全対策、防災関係もしっかりやっていますよと、それをなお一層ということをおっしゃいましたよね。

一番大事なところは、子どもたちはなかなか自分たちの身を守るといふか、何が災害で、特別なのかも分からないと思います。問題は支援員じゃないかと思うんですよね。そういう支援員にしっかり集中していただく、研修を受けていただく、そういうことが一番大事じゃないかなと思っておりますので、この改正の見直しにおいて、そこら辺も私的にはそこが大事じゃないかなということも——幾らトップが分かっているけど、それが末端まで知らされていないと、いざというときは大変だと思いますので、そういうところをぜひ対策していただきたいというふうに思いますけど、再度お願いします。

○議長（重松一徳君）

古賀教育学習課長。

○教育学習課長（古賀 浩君）

議員おっしゃるように、つくる中でも、支援員との意見交換をしながら、また、支援員との情報共有をしながらつくってまいりたいと思いますので、つくった後も当然、機能するような形で行っていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第45号に対する質疑を終結します。

日程第10 議案第46号

○議長（重松一徳君）

日程第10. 議案第46号 基山町中小企業小口資金融資条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。栗野議員。

○10番（栗野久明君）

所管外ですので、お願いしたいと思います。

この条例の一部改正案の事前の説明では、条例制定から50年ほど経過しておいて、なおかつ電子化等々で迅速化はされてきているんですが、さらに迅速化を図りたいということでの説明があったかと思っております。

その中身で、今回、一部改正する部分は「基山町商工会」という部分が消えまして、そこは「融資機関」と改め、なおかつ第9条のほうでは「、商工会」というのを削るということで示されております。

この商工会を削る、商工会の名前が消えていくことについての話ですね。それはちょっと、課長のほうからもう一度いいですか。必要ないのか、それとも、違った形でできるということを考えているのか、お願いします。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 顕君）

ここで、条例上、「基山町商工会」を「融資機関」に改めて、報告及び調査の分については「、商工会」を削るところですけれども、融資に関しては、商工会への情報等を、申込み上行かないことにはなるんですけれども、通常、商工会とは情報共有しておりますし、他の経営指導であったり、金融相談であったり、そういったところは商工会のほうに御相談に行かれることはありますので、特に業務上削ることによって問題が起きることはないというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

栗野議員。

○10番（栗野久明君）

ここら辺の情報共有という意味では、商工会も現状がどうなっているかとか、大事な情報源と思いますが、ワンフロア、フロアの中に入ってこられたりしているから、商工会との情報はとにかく密に取れるということで、あえてわざわざ商工会を通して、なおかつ金融機関

に行って、また商工会に返してというような作業はしなくても、今までの作業は——作業と
いうか、そういった情報は密に取れるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 顕君）

当該この融資に、この小口融資自体の情報については直接情報が行くわけではありません
が、その他の相談であったり、経営指導であったり、そういったところで情報は密にできま
すので、問題ないというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第46号に対する質疑を終結します。

日程第11 同意第16号

○議長（重松一徳君）

日程第11. 同意第16号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを
議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。中村議員。

○5番（中村絵理君）

今回、教育委員会の委員の任命ということなんですが、ちょっと拝見しますと、かなりお
若い方だなと思うんですけども、こちら、任期満了に伴う選任ということですけども、
この任命される、何か御推薦に当たる経緯といたしますか、理由といたしますか、そういったと
ころをちょっとお聞かせいただいてもよろしいですか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今回、天野委員の任期満了に伴って、新しい委員の推薦というところではしているんですけ
れども、本来、天野委員に継続していただきたかったというところがありました。ただ、御
家庭の事情で仕事等も始められるというところで、どうしても引き受けることができないと
いうことでしたので、新しい委員の選任を行ったわけです。

1つは、若基小学校校区の方が望ましいだろうということが1つと、それから、保護者枠を設けることが望ましいというふうにされておりますので、保護者の方に入っていたかかったということ、それから、天野委員も女性でしたので、女性委員を——福永委員もおられますけれども、2人のほうが望ましいだろうということで、若基小校区の保護者で、女性が誰かおられないかなというところでいろいろ検討したところです。

年齢的に非常にお若い方に今回なっていたいたんですけれども、まだ小学校の保護者ではございませんで、年中さんの子どもさんがおられるということで、この4年間の中には若基小学校のほうに進学されるというところで、保護者目線で見させていただくというところで一つは考えたということと、ダンススクールの代表等もされているというところで、そういった保護者の声も拾っていただけるだろうということ、それから、以前、柔道等もされていたということで、関係者に聞くと非常にしっかりされていたということでお話をお聞きしましたし、御本人と面談してお話を聞く中でも、非常にやってみようというふうな意欲的な方でしたので、そういったところから総合的に判断して、今回、この方を推薦というところで同意議案に上げているところでございます。

○議長（重松一徳君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、同意第16号に対する質疑を終結します。

日程第12 議案第47号

○議長（重松一徳君）

日程第12. 議案第47号 基山町体育施設の指定管理者の指定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。末次議員。

○9番（末次 明君）

指定管理候補の事業者が、今回作成した事業計画書を含めて、97ページの資料を添付していただいて、ちょっと読むのに大変だったんですけれども、今回は体育施設の指定管理の複数の応募があればよかったんですけど、残念ながら今やっけていただいているところの1者のみということですが、私がお聞きしたいのは、資料の31ページの審査結果の77.1点な

んですけども、これは私からすると合格点かどうかというのが全く分からないわけなんですけど、その中の、特に一番下の5項目めの管理に係る経費の縮減が10点満点の1点だったんですけども、厳密に言うと0.7というのもちょっと今日の朝聞いたんですけども、これは異常な数字のように受け取るわけですが、どのようにこの10点満点の1点を受け取ったらいいんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

この10点満点の1点というところでございます。

こちらにつきましては指定管理を、今回の更新をすることになりますと4回目になるんですけども、それで、全員協議会の資料のほうでも出させていただいておりますけれども、こちらの予定価格に当たる部分の一般管理費というところを10%見させていただいております。それ以外の人件費や各委託につきましては、全て積み上げでございます。全て積み上げたものに対しまして、一般管理費を10%乗せさせていただいたものが、予定価格といいますか、今回の上限額となっております。

その中で、各指定管理者の提案者のほうが自助努力で下げれる部分というのは、健全な委託運営を行う上では10%の範囲が適当であろうというふうにまずは思っております。その中で、1点ですね、1割程度でございますけれども、下回る金額を提案していただいたということで、金額的にはまずはこの実施が十分可能だというふうに考えております。

あとは、事業内容につきましては、こちらのほうに事業計画を載せさせていただいておりますとおりでございます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

そうすると、基山町としては10点満点で1点でもいいというふうに、私としては理解されていると思うんですけども、こういう採点の方法で、10点満点をつけているのに、いろんなところで点数をつけるときに、たった1割しか評価していないのに合格させるというのはちょっと異常なような気がするんですよ。そう考えると、基山町はそれでいいということになると、もう少しこの設定の、もともと本当に無理な、基山町が求めている10点を出して

いただくには無理なのであれば、それは最初から数値の設定を変えたほうがいいと思うんですけれども、その辺りというのは、やっぱり私たち議会にこうして出してもらおうと、私たちは単純に数値しか評価しないわけですから、その辺りというのはちょっといかがなものかと思えますけど、そこら辺をお聞かせください。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

やはりできるだけ経費を落としてやっていくというのが一番望ましいですし、指定管理者のメリットでもあると思います。ただ、これにつきましては、直営で長くやってきたものを切り替える瞬間というものは大きな縮減が可能であろうかと思えますけれども、現在、指定管理で長くやってきたものの実績の積み上げに対しての積算でございますので、なかなかその縮減のほうは、10%以上はちょっと難しいのかなというふうに思っております。

また、今回の指定管理の審査につきましても、内容の審査をプロポーザルで行っておりますので、金額は、まずは私たちのこの基準の下回るところで提案をいただいたものが1次審査を通過しておりますので、それで考えておりますので、大きな縮減というのは、これだけ長く指定管理を続けてきているところでは、10%程度というのが適当ではないかというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

末次議員、3回目です。

○9番（末次 明君）

これはほかの指定管理に問わず、いろんな事業者に評価をするときに関わる問題ですから、こういう採点方法の決定というのは、10点のうち、せいぜい6割、7割が合格点となるというところの設定をして、そこで合格させるということを考えると、いろんな採点方法あるかと思えますけれども、それぞれ各課でこの辺りというのはしっかり検討していただきたいと思えます。回答は結構です。

○議長（重松一徳君）

栗野議員。

○10番（栗野久明君）

この指定管理者の問題ですね。今回、公募して1者、なおかつずっとやられた業者という

ことで、ゼロだったらどうするのかなどということもありまして、町長がおられる場所で、私、所管外ですけれども、質問させていただきます。

まずは執行部のほうですね。この1者になっているというところが非常に、私としては問題と思うんですよね。そういった採点の方法は、何者かあって、有利なところを選ぶとか、金額があったら、金額の安いところを選んで町民の負担を減らすとか、プロポーザルによっていろんな提案していただいたものがよければそっちを採用するとかが正当な選定の仕方だろうと思うんですが、1者になっておるということで、この公募の範囲というのは業者に対してどこら辺までやられておるのか、もしくはそれぐらいしか指定管理を受けるような業者がないのかなと思うんですが、そこは執行部としてはどう捉えていますか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

募集につきましては、インターネットで公募をかけております。前は3者ございました。今回は1者でございましたけれども。

その募集の要項の中では上限額のほうも設けさせていただいておりますので、昨今の原油高騰や人件費の高騰などを加味されて、できるというところが手を挙げていただいたというふうに思っております。

○議長（重松一徳君）

栗野議員。

○10番（栗野久明君）

今のお答えでありますと、前回3者あったところが1者になった、いろんな要因はありますけど、業者のほうの手を挙げなければ当然、上げた業者になっていくわけですけれども、そういった懸念があるのかなど、答えの中でですね。

町長に御質問します。今回は1者でもありましたから、それで査定をしながら、基準には通るということで、なおかつ長年やっていただいておりますから、町民の意向等々は分かっている業者だと判断しておりますけれども、そういうことは別にして、こういった状況になると、本当に1者もなくなる可能性もあると危惧される場所ですが、町長はもし万が一、これはもしも論を言ったらまずいんですけれども、ゼロということも視野に入れて、今後の対応、対策はどのように考えるのか、お願いしたいと思います。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

来年は国スポもありますので、力のある業者にやっていただきたいと思っていましたけれども、そういう意味では、今回そこが決まって、すごく私はほっとしているところでございます。

全員協議会か、議場だったかちょっと忘れましたが、町民会館の直営のときに、体育館は大丈夫なのかと、そんなことしたら今の指定管理者が体育館に手を挙げないんじゃないかという御質問を受けた記憶がございます。そのときに、事前にお話ししたときにはぜひやらせていただきたいというお話がありましたということをお願いしたと思うんですけども、そういう経緯の中で、私としてはすばらしいところがまた引き続きやっていただけるという、まず第1点目の質問に対してはそういうお答えになるかと思えます。

第2点目、ここがもし手を挙げなくなるような、そういう事態が発生したらということですが、今回、ほかのところの手を挙げられなかったのも、逆に言えば、ここの強さをよく知っているからというのも一つあると思えます。

それから、前回はたしか、1者は地元じゃなかったかなと思えます。それから、もう1者は合宿所を指定管理していたところだったと思えます。合宿所の指定管理は、逆に言えばいろいろ問題があってやめられていった形になりますので、そういうところでしたので、3者と言いながら、実質前回は1者に近いような、そういうことだったかと思えます。

今後、当然ながら今のところも、私、今は非常に満足していますが、もし非常に厳しいような状況になってきた場合には、当然その後のことについても考えていかなければいけないと思えますので、それは4年後のぎりぎりというよりも、2年ぐらいたった後にそういう状況を見ながら、またその後どうするかというのをきちんとフォローしていかないと、安心はできないというふうに思っております。ただ、今はひとまず安心しているところでございます。

○議長（重松一徳君）

いいですか。松石健児議員。

○7番（松石健児君）

所管外です。

末次議員がちょっと質問したので、少し控えようかなと思ったんですけど、来年度の予算にも関わることなので、質問させていただきます。

まず、この資料の31ページの指定管理者選定審査基準表ですね、2点伺います。

このそれぞれの項目について、5年前の審査基準のときと内容を少し見直したところが、細かくは結構ですけど、内容の見直しをされたかどうか。

それと、これが、(1)、(2)番は満点のうちの85%、(3)番が81.2%、(4)番が87%で、先ほど末次委員も言われた(5)番目が10%ということで非常に、これは切上げでこれですよ。仮にこの(5)番が10点で、(1)番が8点だったら、それでもトータルでは同じになると思いますけど、クリアするというのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

前回と審査の基準を見直したところはどこかということでございます。

こちらも全員協議会のときに資料としてお出しさせていただきましたけれども、そのときの資料も、この(1)番から(5)番の内容で評価をさせていただいたものを出させていただいております。その中で、この(3)と(4)につきまして、管理を安定して行う物的及び人的能力、それから、施設管理に関するその他の要件、事項につきまして、それぞれ1項目ずつ追加をさせていただきました。というところを見直しております。

あと、内容ですね、点数が10点で、逆転したときとか、そういうものはあるかもしれませんが、それは総合評価で、各審査委員の平均で決定をさせていただきますので、それを金額で頑張っ、て、点数が上がるころもあると思います。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

これは端的に言うと、今さっき2番目のことで私が伺った答弁の内容ということは、利用者の対応が半減しても、経費を抑えていけば問題ないというふうに捉えることができますよね。そうすると、私としても、じゃ、利用者の対応が半減してでも妥当なのかというのは非常に不安が募っていきます。

今回、それも末次議員もちょっと触れたんですけど、この(5)番目の部分は、やはり

(3)番、(4)番は少しは見直しされたということですがけれども、物価上昇、エネルギー上昇、あるいは物価上昇率計数ですね、その辺を加味してしないと、これは仮に4者、5者募集をかけても多分あんまり変わらないと思うんですね。5年前のときの大枠での予算が約3,800万円ぐらいで指定管理をお願いしていて、今回、4,400万円である程度決まっているということで、600万円の上昇、これが我々としては妥当な上昇率なのかどうか。これでいくと非常に低いので、企業努力がないという。でも、物価上昇率等を勘案すると、もしかしたら、本来は800万円、1,000万円上げるところを600万円に抑えているというふうにも考えることができますよね。

だから、そういうところの基準で、この4,400万円が我々としては妥当かどうかということも含めて、この審査基準って非常に分かりにくいところというのがありますので、できれば、これはやはり今度、委員会のほうで付託されると思いますので、中で内容が出てくるかどうか分かりませんが、御説明をぜひしていただいて、この辺の妥当性を言っていたかないと、今後の予算等にも影響してくると思いますので、ぜひよろしくをお願いします。要望で結構です。

○議長（重松一徳君）

今について答えられるなら教えてください。井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

物価上昇につきましてですけど、この予定価格の積算の内容になりますけれども、ほぼほぼ上がっている分につきましては人件費の増額が大きな影響となっております。

○議長（重松一徳君）

いいですか。

ほかにありませんか。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

たくさん資料を頂いていましたので、目をざっとと言ったら申し訳ないですね、読ませていただきました。やはり事業者としては、事業計画は不利になるようなことは書かれていないと思うんですよ。今までの成果とか、これからの事業とか、るるたくさん出ておりました。

私が申し上げたいのは、最初におっしゃったように、6回目ですか。それで、町としてもかなり厳しい目で……（発言する者あり）4回目。

4回目ということで、実績もあるので、町としては、ここがまた1か所であった、そして、

来年が国スポもある、そういうところからすると、無理なくこの1年目、5年間を事業としてやっていければというところも多分あったと思うんですね。ですけど、やはり長くなれば長くなるだけ、町もちょっと言葉が悪いかもしれませんが、依存しやすい、安心する。それで、利用者が増えればなおのこと、そんなこともありますので、やはりしっかり審査もされてはおりますけど、さっき松石健児議員もおっしゃったように、その基準というのをしっかり、なるべくだったらそこが一番私たちは見たいところですよ。この膨大な事業計画の資料もありますが、どういう姿勢で町が評価されたのか、そこが一番見たいところですよ。それがなかなか見づらいというところもありました。

これからもし事業がそういうことになっていけば、しっかりこれからもこういう指定管理に対しても審査していただきたいというところは松石健児議員と一緒になんですけれども、そこをどのようにお考えなのか、これからの指定管理に対してですね。5年間という期間がありますけど、やはり一年一年しっかり見直していただきたいなというところがございますので、御答弁をお願いします。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

これにつきましては、毎年、年度当初に事業計画、そういうものを含めまして、毎年の年度協定を結びますので、その中でもきちっとしていきたいと思います。その進捗も確認していきたいと思っております。

また、アンケート等も取っておりますので、町民の利用者の声も迅速に対応していきたいというふうに思っております。

一年一年きっちりと頑張っていきたいと思います。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第47号に対する質疑を終結します。

日程第13 議案第48号

○議長（重松一徳君）

日程第13. 議案第48号 三神地区環境事務組合理約の変更についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第48号に対する質疑を終結します。

日程第14 議案第49号

○議長（重松一徳君）

日程第14. 議案第49号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第7号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の31ページをお開きください。31ページ、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

32ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

33ページ、歳出、34ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

35ページ、第2表 債務負担行為についてありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

36ページ、第3表 地方債補正、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、事項別明細書に入ります。いいですか。

3ページをお開きください。12款1項1目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4ページ、12款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

13款1項5目。末次議員。

○9番（末次 明君）

13款1項5目、合宿所の使用料ですけれども、今回の一般質問で、中村議員のほうからも合宿所の稼働率とかについても質問がありましたけれども、執行部のほうからの回答の中でちょっと私が気になったのは、合宿所はホテルではないというところがあったんですけれども、宿泊施設として町が運営するのであっても、稼働率を上げて、使用料収入を上げて、これはさっきの40号議案でもちょっと議論したところなんですけれども、町費の投入を減らしたいものなんですけれども、町としてはそこを、もし仮に稼働率を上げたいと思ったら、どういうふうにしたら稼働率が上がると思ってありますか。それとも、ただ、建物を建てたから、あとは勝手に、使う人がいればそれに対応するというだけで済ませていこうという感じなんですか、その辺りをお答えください。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

合宿所の利用率、稼働率を上げて、そういう健全な施設管理をしたいというふうに思っておりますが、最初、合宿所を造ったときには、福岡県、佐賀県の中高の学校のほうに、全部にパンフレットを送付したということで最初のスタートを切りました。あとはホームページ等ですね。また、もともと、町内の団体で、例えば、柔道の錬成大会や、立地がいいものですので、ソフトボールの大会や、そういう数日にわたるような大会に県外の方が来られるときに宿泊施設がないというようなこともスタート時の意見としてありましたので、そういう団体に合宿所ができましたので、ぜひ御利用くださいという形でスタートをしました。

そのときの課題というのは、土日と夏休みとかの長期休暇のほかに、やはり平日にどうやって使っていただくかというようなこともあっておりました。状況としては大きく変わっておりませんが、今後、今年は国体の開催ということもありまして、卓球関係の利用者も見込まれますので、こちらについては、また福岡、佐賀のそういう卓球をやっているような学校等に周知をかけるというのも一つの手ではないかなというふうに思っております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

今回は12月、この時期に補正ということで、もともとが360万円で、36万円の補正で40万円ぐらいになっているんですけども、基山町としてある程度予算を立てるときには目標の数値をある程度高めにして、例えば、私が思うには、今、いろんな数値を設定するときには前年並みというのを基本にはしてあると思いますが、それに倣ったような形でしてあると思うんですけど、ある程度一生懸命しないと達成しないような目標値を掲げるというのは、町としては無理なものなんじゃないかな。

今の時期に、例えば、100に対してまだ進捗率が、あと3か月しか残っていないのに6割ぐらい残っていると。40%ぐらいしか進んでいないというときであれば、このときにしっかりてこ入れしていろんな活動ができると思うんですけども、そうすれば、やっぱり魅力的な施設にするとか、こんなものにも使えますというふうなアピールができると思うんですけども、目標をもともと年度に高く設定することはできないんじゃないかな。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

やはり合宿所の目標としては一応高く、1,800万円というところで目標を立てているところでございますけれども、1人当たりの単価を低く見積もっているというところも——単価をどこに持っていかかですね。子どもたちが泊まれば、1人泊まっても金額は小さいですので、どちらかという、子ども中心の合宿所の利用が多いものですので、単価をどこに持っていかかというのは難しいところはあるんですけど、ここについては、コロナ禍もありまして、前年度並みに検討したところでございますけれども、これからは新型コロナも払拭されると思いますので、新型コロナ以前の、2,000万円まであと一歩というところが元年度でありましたので、そこをベースにまた精査して、予算のほうをまたお願いしたいと思います。

○議長（重松一徳君）

末次議員、3回目です。

○9番（末次 明君）

私は使用料で収入を上げろと言っているんじゃないかと、やっぱり合宿所なり、キャンプ場

とか、そういうのは稼働率を上げるというのを、特に平日、今、土日が中心の——土日というか、金、土、日ぐらいの利用が物すごく多いんだけど、平日でも使えるような、そういうふうなところをしっかりと今後も検討していただきたいと思います。回答は結構です。

○議長（重松一徳君）

いいですか。松田町長。

○町長（松田一也君）

合宿所の形態からいって、宿泊者の人数が多くなると、合宿所的にはおっしゃるような収入につながらないんですね。だから、1日1人とか2人を泊めよったら、逆に赤字になってしまうので、そういう意味で、ホテルじゃないというのはそういうことを申し上げたかっただけなので、まずその誤解を解きたいのと、それから、また10人以上で平日で来てもらえるような顧客をうまく探すことができたらいいと思いますが、1人、2人、3人だったら逆に赤字になりますので、そこら辺りはその辺も考えながら事業計画をやっていきたいというふうに思います。

○議長（重松一徳君）

いいですか。

次に行きます。

6 ページ、14款 1 項 1 目、3 目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

7 ページ、14款 2 項 1 目、4 目、8 目。佐々木議員。

○4 番（佐々木教雄君）

8 目についてちょっと確認させていただきたいんですけども、これは説明のときに、マイナカードのローマ字表記であるとか、海外で利用できるようにするためのローマ字表記とか、そういう御説明を受けたと思うんですが、マイナカードというのは海外で通用させるようなものなのかなというのがちょっとよく理解できなかったもので、お願いします。

○議長（重松一徳君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

マイナンバーカードについてでございます。

法改正等によりまして、海外移住者については、本籍のある市町村に自ら情報を確認することなく、現地の大使館であったり領事館で、カードの交付、それから、電子証明書の更新が可能になるというふうな今回の内容でございます。そのために、先ほど議員おっしゃいましたように、マイナンバーカードのほうに振り仮名であったりとか、そういったローマ字表記の部分がされるということでございますけれども、今、現行の制度におきましては、発行とか更新の手続には、日本に一度帰国しまして、本籍の市町村に出向く必要があります。マイナンバーカード、海外転出時に失効をするわけでございますけれども、来年度5月までに移住後も使えるようになるということで、一時帰国せずに手続ができる環境を整えて、海外移住者がマイナンバーカードを使って、例えば、国民年金の加入であったり、確定申告の手続等ができるようになるような、そういったことでございます。

○議長（重松一徳君）

いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。

8ページ、15款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

9ページに行きます。15款2項2目、4目、6目、8目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

10ページ、15款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。

11ページ、16款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

12ページ、17款1項4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

13ページ、18款1項2目、10目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

14ページ、20款5項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

15ページ、21款1項6目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。歳出に行きます。

16ページ、1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

17ページ、2款1項1目、2目、3目、18ページの4目、5目まで。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

18ページの2款1項6目。佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

所管ですけれども、町長にお聞きしたくて手を挙げさせてもらいました。

先般の私の一般質問で、コミュニティバスを利用した通学に関してを質問したとき、町長の御答弁の中で、公共機関を利用する通学バスには限界があると。1月より実証実験も行う。その後、デマンド交通に移行の計画であると。その後、コミュニティバスは廃止・縮小の可能性もあるという答弁をいただきまして、この発言で私、次の質問が全くできないということになったような次第で、今、また議会だよりの記事もどう書こうかしらと思っているぐらいにちょっと困っているような次第なんですけど、締切りがあしたで。

それで、翌日、大山議員の御質問のときにも、コミュニティバスとデマンド交通を併用し

ている自治体は少ないと。効率的な観点から一本化の方向であるという御答弁の中、この真意をもう一度説明いただけますでしょうか、町長お願いします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず発端になったのは、4月に今のコミュニティバスのスケジュールを修正するよというので、強く佐々木議員が担当課長に迫られたところがポイントになっております。そのときに、4月に今それを変えてしまおうとすると、1月にも、まずデマンドの実証実験もやるし、そういうことをするとコミュニティバス自体に影響が出るので、それはちょっと難しいですというのがまず答えの趣旨だったんですけど、それに加えて、将来的にはデマンド、これはいつという話は全く、一番早くても再来年の10月とかいうのが一つのキーポイントになるんじゃないかなと思うんですが、デマンドタクシーがうまくいくようになれば、デマンドタクシーの比重を増やしたり、もしくはデマンドタクシーに全部変えてしまうようなことも起こるかもしれないので、そういうふわっとしている中で、いわゆるコミュニティバスを使った通学バスというのはあり得なくて、通学バスというのがどうしても必要だということになれば、通学バスとして独立させなければいけないという趣旨の答弁をさせていただいたというふうに思っているところでございます。

今後は、まず実証実験をして、どれぐらい使っていただけるとか、不便さとか、いろいろなものをこれから検討していかなければいけないというふうに思っております。

あとは、正確に言うと、コミュニティバス全てをゼロにするかどうかというのはまだ全然決まっている話じゃありませんが、どちらにしても、デマンドタクシーを採用する場合には、コミュニティバスは減るのは間違いないわけで、当たり前のことなので、そこら辺りはどうというのが最適かというのも考えていかなければいけないかなと。その時期としましては、繰り返しになりますが、再来年の10月というものが一つのポイントになるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

今御説明いただいて、真意のほどは分かったんですけども、議会での発言で、どうもそ

う取られて、私もそうなんですけど、なかなか議会での一問一答の答弁なので、そう取れなかった、もしくは取りづらかった、それは理解力とか日本語の難しいところなんですけれども。

それで、本当に実証実験もまだ行っていない、審議もまだ終わっていない、当然採決も終わっていないという中で、廃止の方向であるとか、一本化の方向であるみたいな、その可能性も示唆されて、ちょっとこれは問題があるなど。できればこの部分だけでも——町長の強い思いというか、デマンドに対して今後の方向性をこう持っていきたいという思いだと思いますが、ここはちょっと勇み足的だったかなというふうに私は捉えているので、何とかここはごめんねというような一言があればありがたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

私の発言の趣旨は、コミュニティバスを通学バスに生かしていくというのが、将来、物理的に不可能になる可能性が高いということを強調したかっただけで、コミュニティバスの話をメインでやったわけではなく、コミュニティバスを通学バスに変容させることが難しいということを主張したかっただけなんですけどね。だから、それ以外の他意はありませんので、コミュニティバス全体について、そういう疑義とか、あそこが分かりにくかったということであれば、それは申し訳なかったと思いますが、私の趣旨は、あくまでもコミュニティバスを通学バスに変貌させる、活用することはあり得ないということを強調したかっただけでございます。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員、ちょっと待ってください。

一般質問等が出された部分の佐々木議員の趣旨と、今の町長の答弁、それと、そのときの担当課長の答弁等もありますので、答弁の調整をしていただくという、統一的な答弁調整をしていただくという形で、午後1時まで休憩いたします。午後1時から再開したときに、今の分についても一度答弁をいただくというふうにしますので、それでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃ、午後1時まで休憩します。

～午前11時58分 休憩～

～午後 1 時00分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

改めて、松田町長に答弁を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）

午前中の答弁について、再度答弁させていただきます。

同じ部分、繰り返しの部分も出てくるかとは思いますが、まずは佐々木議員の御質問の中で、4月からコミュニティバスを通学バスのように努力をして、10月ではなく4月1日からやるようにというかなり強い要請があったというふうに認識しております。

担当課長もその要請に対して、それなりに非常に困惑というか、困っている雰囲気を感じ取りましたので、それを受けた形で私のほうで手を挙げさせていただいて、まずは、1月から2月にかけて実証実験をやりますと。これは私の記憶では、今議会で予算が通ればというふうなことをちゃんとつけたのではないかなど記憶しています。ここはまた議事録でも後で出てくると思っていますので。それもあるし、4月にそんなことをしていたら、とてもこのコミュニティバス自体の根幹がやっていけないので、それは無理でありますというふうな、そういう答えをしたところでございます。

加えて、私の頭の中に、コミュニティバスは最終的にデマンドに変わって、ほとんどの自治体が変わっていくだろうという、そういう認識があったことに加えて、今回、実証実験をやるので、将来的にはと申したと思いますが、将来的にはデマンドタクシーに変わることが考えられるので、コミュニティバスを通学バスに使うことは厳しいのではないかと思いますということを付け加えさせた記憶があるわけでございます。その中で、コミュニティバスがすぐにデマンドタクシーに替わるような、そういう誤解をもし生んだのであれば、私の言葉が足りなかったと思っておりますので、その点につきましてはおわび申し上げたいというふうに思っております。

ただ、世の中の流れは今デマンドに向かっておりますし、小郡市も来年4月1日から完全にデマンドタクシーになるというふうに聞いておりますので、そういう方向もちゃんとチェックしていきながら、一番いい基山町の公共交通のスタイルがどのようなスタイルであるか。もちろん、コミュニティバスをはなから考えないというわけではなく、デマンドタクシーとの組合せも含めて、今後どうしていくかというのはまた別途考えていきたいというふ

うに思っているところでございます。

私の真意としてはそういうことでございますので、ぜひ御理解いただければなというふうに思うところでございます。

以上です。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

町長の真意は私には十分伝わりましたし、今おわびの言葉もございましたので、一応受け止めさせていただきます。

ただ、残念なことに、一般質問のときに傍聴に多数おいでいただいて、17区の、町長も顔も名前も御存じの方が多数いらっしゃったと思うんですけど、一応翌日、昨日と、いろいろな方から御意見を頂戴したんですけど、皆さん一様に、コミュニティバスやめるんやなど、廃止するんやなど捉えていたんですよ。だから、これは非常にまずいなということで、今回こういう質問をさせていただいております。もうこれは町長からおわびの言葉を頂戴しましたのであれなんですけど、二、三、ちょっと御報告だけのつもりでさせていただきます。

1人の方は、コミュニティバス後に新たな交通機関ができるっちゃねと。当然今より利便性が上がるっちゃろと。デマンドは、以前けやき台の実証実験で失敗したっちゃないとねというのが1人目の方でした。

2人目の方、コミュニティバスが数年かけてやっと定着しつつあると。今後、さらに高齢化が進み、利用が高くなるであろうと。何を考えているのかなと。コミュニティバスのバスそのものを増やせばいいのにとというような御意見。

これで最後にしますけど、いろいろあったんですけど、3つ目、佐々木議員の質問は全く無意味に終わったねと。1時間無駄にしたねと。そんなこと執行部ときちっと打合せしていなかったのかと。ばかにされたねと。僕は鈍感なので、ばかにされたとは全然感じていなかったんですけども、そういうふうに町民の皆さんは、コミュニティバス廃止なんだというふうに全面的に取られたという、日本語は非常に難しいですから、捉え方によってこういうふうになるという怖い事例だなと。

それで、もっと怖いなど今懸念しているのが、この一般質問がユーチューブに上がって、町民の皆さんが見たときに、本当にそう取られかねない。波紋が広がるのが私は大変怖いな

というふうに思っております。

あとは議長のほうとの打合せといたしますか、判断になろうかと思うんですけど、先ほど町長から謝罪の言葉がありました。この部分をユーチューブ等々から削除するのか、撤回するのかというのは、今後打合せさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（重松一徳君）

一般質問の内容については確認いたします。佐々木議員、今のは質問として捉えていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）松田町長。

○町長（松田一也君）

今のは何の質問でしょうか。（「いや、私は御紹介しただけです、質問というよりも。」と呼ぶ者あり）今、議案審議のときに、そういう御紹介の時間があるんですね。（「すみません」と呼ぶ者あり）分かりました。そういうことであれば、私どもも何かそういう時間をつくったりすると思いますので、本来は議長がそういうのは止めるべきではないでしょうか。

○議長（重松一徳君）

いや、質問の流れですから。

○町長（松田一也君）

だから、質問なんですねと今聞いたら、違うとおっしゃるので。

○議長（重松一徳君）

じゃ、答えなくて結構です。

○町長（松田一也君）

いやいや、質問じゃないとおっしゃるので。（「議長、暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（重松一徳君）

ちょっと休憩に入ります。

～午後 1 時07分 休憩～

～午後 1 時11分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

ほかに質疑はありませんか。中村議員。

○5番（中村絵理君）

再度この確認をさせていただきたいんですが、正直私ももうやめるんだなど、えっと思ったんですね、実は。でも、今お話を伺って、そういうこともあるのかというふうには理解しようとしておるんですけども、まず2つほどお聞きしていいですかね。

まず、以前けやき台でデマンドタクシーの実証実験をやりましたね。それで、今回10区と13区でやると。これは同じような趣旨のものなのか。

それともう一つ、このデマンドタクシー、実証実験の目的をもう一回、要は、これは結論ありきで話が進んでいるのか。今おっしゃったように、いや、それも含めて今後考えていってよりよいのをやるという、そこところが最初はどういうところが目的だったのかというのを教えていただきたいんですよ。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

それでは、御質問にお答えします。

議案の資料の134ページをお願いいたします。

こちらのほう、まず最初に、目的のほうをお答えさせていただきます。

現在コミュニティバスが、町内の輸送につきましては路線バスがなく、コミュニティバスやタクシーのみで、町内の移動手段の利便性があまりよろしくなく、利便性の向上が課題となっております。

そこで、利便性や効率性の高い町内移動サービスとして、予約型、乗り合い型のオンデマンド交通というのを1回試してみたいということで、今回、実証実験をさせていただくものです。

そして、すみません、追加で提出しました資料の3ページをお願いいたします。

前回、令和3年度にけやき台地区を対象としました実証実験の際には、タクシーの台数が4台ほどあったと思います。今回の実証実験に当たり、基山タクシーのほうに相談しましたところ、やはりタクシー車両の提供がなかなか難しいということでしたので、台数を2台に絞りまして、区域も10区と13区のほうに限定させていただいております。けやき台の実証実験と大きく違いますが、予約は全て電話による予約をしたいと考えております。

それと、あとが実施概要(案)の乗降ポイントのところになりますが、今回は登録者の方の御自宅とコミュニティバスのバス停のみとしておりましたが、今回は、前回の実証実験の御意見を踏まえまして、町内の病院や歯科医院、あと買物施設などを乗降のポイントとして追加をして実証させていただきたいと思っております。

それと、今回はもう皆さん無料で乗っていただくようにしておりましたが、今回は実際の導入を見据えて、利用料金のほうを1回300円、免許証を返納された方等につきましては1回100円、障害者手帳等をお持ちの方は無料で運行させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

御説明ありがとうございます。

そしたら、あと2つ質問があって、これは、今回は10区と13区ですね。ほかの、例えば、園部線、宮浦線、長野線、ここについては今後やる予定はないのか。なければ、なぜ10区と13区だけに絞ったのか、町中全体でやったほうがいいんじゃないかと、私はそう思うんですけど、そこから導き出していくというのが筋じゃないかと私は思っています。

それともう一個、追加資料の3ページのところ、ここの利用料金、私は先ほどデマンドありきだというふうに思っていたので、そうなってきた場合に、ここで料金は300円で、運転免許返納者とか、そういった方は100円で、身体障害者手帳などをお持ちの方は無料ということやったら、どうせ変えるんやったら、ここで一気に、今までのコミュニティバスの、私からすれば、75歳以上で免許を持っていない人やったらただにしてあげてもいいんじゃないとほかの議員さんもおっしゃっておったけど、ここのところを是正して、一気に100円でもいいんじゃないのって。ここで一気にバランスを取ってしまったほうが、皆さん方の不満も解消されるんじゃないかなと思ったんですが、そのところはいかがですか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

まず、対象につきまして、町内全体ではする予定はないのかというところでございますが、今回は先ほど説明しましたとおりタクシー車両、本来でしたら、町内全域でやりたいという

希望は持っておりましたが、車両の確保が困難であったため、タクシー利用者が多い地域、けやき台の次に10区、13区が多いということでしたので、今年度はこちらの地域で実証実験をさせていただきたいと考えております。

町内全体での実験につきましては、今回の実証実験の結果を踏まえて、町内全体でもう一度やったほうがよいという判断になりましたら、来年度、また補助金を活用して、町内全体でする方向で検討したいとは考えております。

ただし、もう10区、13区のほうでおおむね意見が出た場合は、実証しながらそのまま実装につなげるという形、言われた園部線、長野線等を、一旦やってみるというような形もありかなとは思っておりますが、何らかの形で、町内全体で、お試しではないんですけども、する方向をちょっと考えたいと思っております。

それと、利用料金につきましては、今回、1回300円で設定させていただいておりますが、近隣のデマンドの利用料金がおおむね300円から500円ということでしたので、今回の実証実験では300円で設定をさせていただいております。

今、運転免許証返納の方は無料でコミュニティバスは乗っていただいておりますので、今回は一旦100円で設定をさせていただき、今回の実証実験の結果を受けて、またこちらの利用料金については、改めて設定を検討していきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

いろいろな御都合もあるかと思うんですけど、やっぱり基山町の方は何でうちの区は来てくれんとと、ほかのところはやっておるのにと。いろいろ地区によって状況は違うから、それでもバスがないから、園部の方もいろんな方も、バスが来ないから乗らないんだと。不便やもんって、やっぱりそういう方も多から、そういうところはちょっとでき得れば、やるんやったら平等にやってほしいし、10区と13区で、あそこら辺の方が一番お使いになつとるから、それでもう踏み切るんやったら、もうこっちの方々もそうすればいけるんじゃないかと思われる気持ちも分かるんですけどね。それは考え次第だと思うんですけど。

それと、ここのところ、料金のほうがデマンドにした場合は、免許返納しても100円にしているからとおっしゃるけれども、ここのところはもうちょっと、やっぱり納得いかない。前から私もコミュニティバスとずっとお付き合いしてきたけれども、やっぱり免許を返納し

たら私の世代でもただでしょう。免許を昔から持っていない女性の方は、幾ら高齢になってもお金を払えと言うんでしょう。これは絶対におかしいよ。

だから、こういうのを一つの機にして、もうちょっと見直し、これを1回こうやっちゃうとそういうものだと思われちゃうから。だから、私たちは理解できていても、町民の方々はそういうふうな理解をしない場合もあるので、ここら辺はもうちょっと配慮していただきたいなと思っております。

○議長（重松一徳君）

答弁は。

○5番（中村絵理君）

答弁は結構です。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

お尋ねします。

1月から4週間ぐらいですね、動くのがね。そのときにそれと並行して、コミュニティバスが現在と同じ状況で運行するのですか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

今回の実証実験は、あくまで現在のコミュニティバスの運行にプラスして行うものになりますので、この1月の期間中も、コミュニティバスは通常どおり1号車、2号車とも運行しております。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

そしたら、うちの近所のいつも利用されている方を想定して、自分がお金を出すというときに、コミュニティバスはそれなりに時間がかかって戻ってくると思う。想定時刻に合えば1時間半ぐらいで行って帰ってこれるのに、都合が悪いのでぐるっと回って、3時間もかかるもんね、それじゃ不便かやんねとは思っている人はほとんどなんだけれども、だけれども

と言って、その人たちが忙しいわけではないんですよ。割ともう自分だけの動きでいいわけですから。だったら、300円と50円とどっちを取りますか、皆さん。課長どう思われますか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

今回の実証実験は、今、議員おっしゃられたように、わざわざ予約をして300円払ってデマンド車両に乗るのかということも含めて検証したいと思っております。前回、けやき台のときは無料にしておりましたので、ただなら乗ろうという方が結構いらっしゃったと思うんですよ。なので、今回はちゃんと料金を設定して、もう300円だったら全然利用者がいなかったというような実証の結果になった場合、この300円の料金の設定の仕方がおかしいのか、そもそもデマンドというやり方が合わないのかというのを検討したいと思っておりますので、今回の実証実験は300円で一旦設定をして試してみたいと思っております。（「2人で乗る場合も言ったほうがいいんじゃない。2人で乗る場合も」と呼ぶ者あり）すみません、これはお一人1回が300円になるので、2人で乗られる場合はそれぞれ300円ずつお支払いしていただくようになっております。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

10区と13区がタクシーを利用するのが多かったからじゃなくて、タクシーはやっぱりコミュニティバスがすぐそこに来ないので仕方なくとか、時間的にうまくいかないので仕方ないので、私はさっきも言いましたけれども、近所の人の代弁ですよ——何を言ったか分からんごとなった。ちょっと後でいいです、ごめんなさい。

○議長（重松一徳君）

もういいですか。

○11番（大山勝代君）

はい、いいです。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

なかったら、次に行きます。

19ページ、2款1項7目、13目、14目、15目まで、19ページ全般。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。

20ページまでですね。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

21ページ、2款2項1目、2目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

2款3項1目、22ページ。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

23ページ、2款4項5目、9目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

24ページ、3款1項1目、2目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

25ページ、3款1項4目、5目、6目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

26ページ、3款2項1目、2目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。

27ページ、3款2項5目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

28ページ、4款1項1目、2目、3目。中村議員。

○5番（中村絵理君）

ここでちょっとお尋ねしたいのが、3目の予防費、12節の委託料、子宮頸がんのワクチンの接種が増えたというふうに御説明をいただきました。

一時期、このワクチンについては、国民の皆様は非常に抵抗があったんですけども、こうやって増えてきたということは、なかなかその効果とか皆さんの御理解が増えてきたから増えてきたのかどうなのかというか、そこら辺の背景を教えていただけたらなと思っておりますけど。

○議長（重松一徳君）

藤田健康増進課長。

○健康増進課長（藤田和彦君）

件数につきましては、今の予想と前年度を比較しますと若干増えております。ただ、この金額が増えたのは、今年度から9価ワクチン、新たなワクチンが出てきました。その分の単価が2万6,000円ぐらいかかりますので、前回のワクチンより値段が高いということ、費用が高いということでございます。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

ということは、値段が高いということは、それだけ前よりもいいワクチンが出てきたという認識でよろしいんですね。

○議長（重松一徳君）

藤田健康増進課長。

○健康増進課長（藤田和彦君）

昨年までは2価、4価と2種類ございました。今年度から打てるようになったのが9価ワクチンということになっておりますので、9個のウイルスに対応できるようになっております。こっちの新しいほうを打つ方が多いということで、費用が増えているところでございます。

○議長（重松一徳君）

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。

29ページ、6款1項2目、3目、5目。工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

3目11節の木造水車撤去手数料に関してですけれども、本体の2体と木造の水路部分の撤去ということで伺っていますけれども、観光資源でもありましたので、今まで地元の方々が草刈り等管理されていましたけれども、今後町有地にもなりますが、こちらの管理はどのようにされていく予定でしょうか。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 顕君）

活用の方法自体は協議しているところなんですけれども、管理については、現時点では地域との協議の中で基本的に今までどおり、その辺はすみません、御協力いただくようにしておりますけれども、撤去後、そういったところも含めて、今後また協議は進めていきたいというふうに考えています。現時点では、集落のほうで一応草刈りはしていただくように話しているところでございます。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

その集落の方からどうなるのかという質問があったので、今質問させていただいたので、もしかしたら全ての方に伝わっていない部分があるかと思しますので、その部分の周知をよろしくをお願いします。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 顕君）

その点については、また集落と話し合いながら進めていきたいと思っておりますので、皆

さんが御理解できるように努めたいと思います。

以上です。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

すみません、今のところでお話を伺っていて、私が認識しているところまでは、まず、水車小屋を何とか、要はきれいにしてくれというようなところで一般質問もされたし、住民の方と話したとき、昔、私が聞いたときはそうだったと思うんですが、その後、水車小屋をここで撤去するとあったじゃないですか。じゃ、その後に皆さんが復元してくれと言っているのかどうかも私はちょっと分からないし、そこら辺の経緯を教えてもらっていいですか。今どういうふうな状況になって、どういうふうに住民の方が御希望を出されているというところから、今の話につないでいっていただけるとありがたいんですけど。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 顕君）

地元で話をする中では、どちらかというところではまだ結論は、地元のほうもいっておらず、町のほうからもどういった活用方法があるのか、そういった提案を考えてほしいと言われている状況でございます。

その中で、もう既に老朽化している水車、こちらのほうは修繕等にも高額の費用がかかるというところで御説明させてもらってしまして、その中で、まずは来られた方が危ない目に遭ったり、周囲の集落が危険な目に遭わないように、まず、壊れている2つの水車の部分と木造の水路の部分の撤去するというところで協議をしたところでございます。

その後については、その活用方法についてはまだ整えておりませんので、こちらのほうからも協議のほうに行かせてもらって、活用の内容を――活用するのか、それ以外の方法を考えるのか、まだ整っていない状況ですので、今後また協議に行きたいというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

中村議員、3回目です。

○5番（中村絵理君）

もう一つお尋ねですけど、私はあれからホームページ、いろんなところの水車小屋がいろんな画像として載っているところ、まだ確認はしていないんですけど、ああいったところは、取りあえずはあのまま残しておいたらいろいろと不都合も生じないかなと。そんなんやったら1回、消せるところを消しちゃうなりなんなりして、もう一回新しく何かが出たときに上げてはいかがかなというふうにふと思ったんですが、いかがですかね。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 顕君）

そういった水車が既に載っているところについては、撤去を進める上で確認しながら、削除等、更新等できるところはこちらのほうでしていきたいと。基山町役場以外のところに載っている部分についても確認して、お声かけをしていきたいというふうに考えています。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。29ページ全般。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。

30ページ、7款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。

31ページ、8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

32ページ、8款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

33ページ、8款3項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

34ページ、8款5項1目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

35ページ、9款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。

36ページ、10款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

37ページ、10款2項1目、2目、3目、4目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。

38ページ、10款3項1目、2目。いいでしょうか。大山議員。

○11番（大山勝代君）

申し訳ありません、需用費の修繕料110万円は、体育館の修繕ということで聞いていますが、大規模改修がいずれあるというところでの関連で、これを必ず今しなければいけないのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀教育学習課長。

○教育学習課長（古賀 浩君）

こちらにつきましては、中学校体育館の舞台の前、椅子が収納されているところでございます。卒業式等、椅子を出すときに、この滑車付きの机入れの鉄製のレールを通して出すわけですが、これが非常に古いタイプで重いもので、以前その滑車によって床が傷ついたというようなこともございました。

今回、そういうことがないように、一部の補強になっております。全体ではなく、重い椅子を収納庫から出す部分の、前回修繕をした部分と同様の部分の近くの修繕という形で、あくまでも補強で、床の下側に補強の束的な樹脂製のものがあるんですが、支えを入れるよう

な形で、今回、簡易的な補強を考えております。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

分かりました。大規模改修についてここで地域の方からの御相談といいますか、それを質問していいでしょうか。

○議長（重松一徳君）

どうぞ。

○11番（大山勝代君）

中学校があそこにそのまま大規模改修じゃなくて、移転するのではないかというふうな地元の人受け止め方で、だったら民家が動かなければいけない。そういうところで、私が相談を受けた人はその場所じゃなくて、手前のほうの八ツ並線側からのちょうど信号が来たところの方ですが、議員としてはどこまであんたたちは知つとるとねというお話ですが、知らなかったのでもともと答えようがなかったのですが、このことについてはどなたか回答していただけますか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

中学校の体育館については老朽化が進んでいるということで、今おっしゃったような大規模改修等も考えているところですが、具体的に今の体育館の場所への建て替えなのか、あるいは移転なのかという具体的ところまでは何も決まっておきませんので、まだ分からないというお答えでお願いしたいと思っております。

今回の補修についても、大規模改修をするにしても、あと数年間はやらなければ危険なところということで修繕費を上げておりますので、そういったことで御理解いただければと思っております。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

私も今、教育長が言われたように、いや、私たちは何も聞いていない、分かりませんとい

う返答しかできなかつたのですが、もう周りの方は動くげなばい、だったらいつだろうか。早う言うてほしかというのが、近所の人たちの声が広がっていることについてどう思われますか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今の場所に建て替えたときには数年間、最低でも1年は使えない状態になりますので、生徒たちのことを考えると別の場所に建てたほうが良いとは思っております。ただ、そうなってくると、今の校舎の用地では建てる場所がございませんので、様々な議論が必要かと思っておりますので、そういった具体的な計画になった段階では、早めに御相談等していきたいなと思っております。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

そしたら、先ほど私が、周りの人の話が随分広がっているという言い方をしましたが、それに対して、私に質問された方、それから近所の方にはどう納得してもらえばいいのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

先ほどお答えしたように、具体的な計画についてはまだ白紙というところですので、まだこうやって補修等も行っている段階なので、この先の体育館が、具体的には、数年後には議論に本格的に入らなくてはいけませんけれども、今年度中に具体的な話が出てくるようなところまではいかないんじゃないかなと思っております。

○議長（重松一徳君）

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。

39ページはいいでしょうか。10款4項1目、3目、4目、40ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

41ページ、10款5項1目、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

42ページ、11款1項1目、2目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

43ページ、11款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

44ページ、11款4項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。

45ページ、13款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

46ページ、予備費、14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

47ページ以降、何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第49号に対する質疑を終結します。

お諮りします。日程の順序を変更し、日程第19. 議案第54号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第8号）を先に審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第19. 議案第54号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第8号）を先に審議することに決定しました。

日程第19 議案第54号

○議長（重松一徳君）

日程第19. 議案第54号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第8号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

追加議案4ページをお開きください。4ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

5ページ、第1表 歳入歳出補正予算、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

6ページ、歳出について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、事項別明細書に入ります。

歳入、10款1項1目。いいでしょうか。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

そこには普通交付税が追加されておる。ちょっと確認ですけど、これはあくまで新聞報道ですから、総務省が8日に自治体に対して地方交付税が増えたので、5,436億円追加して配ると。そして、12日に交付するというふうな報道があっているわけなんですよ、報道では。そして、県内市町村の分は21億7,300万円ということで、もう今度の補正に出ているという話ですけども、この使い道については、政府としては、地域活性化や子ども・子育て支援などの経済対策へ充当してほしいと。もちろん地方交付税だから、一般財源じゃけん何に使おうと勝手なわけじゃあるんですけども、そういうふうな何か要請の上で、地方交付税を追加して各市町村にやったということですが、そこの辺の確認ですが、それとこの財源が今度の中で、そういう子育てとか何とかに完全に充てられているのかと。いや、これは一般財

源やけん、どがん使うたっちゃよかという趣旨はありますけどね。ちょっとその辺の確認です。もう基金に積み立てましたとか、そうなるのはちょっとまずいなというふうに思うので、その辺を確認させてください。

○議長（重松一徳君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

補正予算で普通交付税5,097万9,000円計上させていただいております。松石信男議員おっしゃられるように、こちらの計上の根拠といたしまして、国のほうから3本の内訳ということで交付をされております。

1点目が、先ほど言われました臨時経済対策費として2,648万2,000円、それから、9月ですかね、今年度の交付税の決定時に国全体の交付税額が幾らまでということがありますので、全国的に、全市町的に調整費ということで、基山町の場合は171万円の調整減額を措置されておりました。その復活分といたしまして171万円の分が入っております。

それから、臨時財政対策債の減債分ということで、令和6年度、令和7年度の基準財政需要額におきまして、臨時財政対策債の元利償還分、こちらのほうが減額措置をされるということで、その充当分に使ってくださいということで2,278万7,000円、この3つの金額の内訳で5,097万9,000円が基山町の分として配当されております。

この臨時経済対策費2,648万2,000円ということで、こちらの詳細な内訳といたしましては、先ほど言われました経済対策の分、それから12月補正、これは補正の第7号ですけれども、12月補正で地方公務員の給与分の増額分、そういったのにも充てるようにということで、国のほうから通知が来ております。

そういった経済対策といたしましては、今回の第8号補正に計上しております地方創生臨時交付金、こちらの事業の町単分に充てるとともに、12月補正分の公務員給与の増額分等に充てているものでございまして、一般財源に積立てということでは、現在は考えてはおりません。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

分かったようで分からんごたっ感じでした。私はあくまでこれは新聞報道だから、どこま

でどうか分かりませんが、地方交付税を追加配分されたお金というのは、この報道であれば地域活性化や子ども・子育て支援に充てるべきだと。（「全協の21日分です」と呼ぶ者あり）全協の21日分の資料だそうでございます。ちょっとすみません、そこは読んでいませんが、だとすれば、今度の経済対策とか7万円交付、いろいろあるんですけども、そっちに充当すべきじゃないのかというふうなことですけど、先ほどの答弁を見ると、いや、そっちの充当じゃなくて、いろんなものに充てるというふうな、ちょっとそんな感じを受けたので、私の受け止め方がちょっとまずかったかなとは思いますが、ちょっと再度、こっちはできるなら全額までいかにしても増えた分、5,000万円は今度のそういう非課税世帯とかいろんなやつに充てるべきじゃなかったのかというふうな感じ、そういう趣旨で言っていますので、ちょっとその辺も含めて、すみません、私がちょっと勉強不足なので、答弁ください。

○議長（重松一徳君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

経済対策といったところでは、追加の資料の7ページになりますけれども、第8号の補正の7ページのところになりますけれども、地方創生臨時交付金事業を3本組んでおります。こちらの分で臨時交付金を充てる分、それから、一般財源等を充てる分がございます。この一般財源等につきましては、今回の普通交付税の増額分が入っておりますし、また、今年度5月の臨時会でしたか、同じように地方創生臨時交付金事業を行っております。そちらの一般財源分についても、今回の普通交付税の増額分が充てられております。それに加えて、国のほうから指示もありましたけれども、公務員給与の増額分についてもその分は充てさせていただいております。

それから、臨時財政対策債の来年度以降の控除額分ということにつきましては、後ほど事項別のほうで出てきますけれども、減債基金のほうに積立てということで、そちらのほうにも充てさせていただいているものでございます。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。

事項別明細書に戻ってください。4ページ、14款2項8目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

5ページ、18款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

歳出に行きます。

2款1項9目、6ページ。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

7ページ、3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

8ページ、3款2項1目。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

すみません、7ページの分ですね。物価高騰対応重点支援給付金7万円ですね、1,400世帯と思います。これも報道ですけれども、この7万円給付については、差し押さえてはならないというような報道がされております。差押えの対象にはしないというふうな報道ですが、ちょっと確認したいんですが、いかがですか。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

うちのほうにもそういった通知が国のほうから来ておりますので、差押えの対象にはいたしません。

○議長（重松一徳君）

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、次に行きます。

8ページはいいですか、3款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

9ページ、4款1項1目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

10ページ、10款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

11ページ、予備費、14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

12ページ以降について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第54号に対する質疑を終結します。

日程第15 議案第50号

○議長（重松一徳君）

日程第15. 議案第50号 令和5年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の37ページをお開きください。

37ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

38ページ、第1表、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

39ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。歳入、5款1項1目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4ページ、7款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

5ページ、歳出に行きます。1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

6ページ、3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

7ページ、3款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

8ページ、3款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

9ページ、6款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

10ページ、予備費です。10款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

11ページ以降について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第50号に対する質疑を終結します。

日程第16 議案第51号

○議長（重松一徳君）

日程第16. 議案第51号 令和5年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の40ページをお開きください。

40ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

41ページ、第1表 歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

42ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

3ページ、歳入、3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4ページ、歳出、3款1項1目。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第51号に対する質疑を終結します。

日程第17 議案第52号

○議長（重松一徳君）

日程第17. 議案第52号 令和5年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の43ページをお開きください。

43ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、補正予算書に関する説明書に入ります。

1 ページ、実施計画兼事項別明細書、ありますか、1 ページについて、収入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

2 ページ、続きです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

支出、3 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

5 ページ。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、資本的収入及び支出、収入、6 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

7 ページ、支出、8 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

9 ページ、予定キャッシュ・フロー計算書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

10ページ、給与費明細書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

11ページ、予定損益計算書、12ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

13ページ、予定貸借対照表、14ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。その他について何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第52号に対する質疑を終結します。

日程第18 議案第53号

○議長（重松一徳君）

日程第18. 議案第53号 基山町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の1ページ、議案第53号、質疑ありますか。3ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第53号に対する質疑を終結します。

以上で質疑の全てを終結します。

日程第20 委員会付託

○議長（重松一徳君）

日程第20. 委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（重松一徳君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

本日の会議は以上をもって散会とします。

～午後2時00分 散会～